平成21年第4回多賀城市議会定例会会議録(第3号)

平成 21 年 12 月 15 日 (火曜日)

◎出席議員(21名)

議長 石橋 源一

- 1番 柳原 清 議員
- 2番 佐藤 惠子 議員
- 3番 深谷 晃祐 議員
- 4番 伏谷 修一 議員
- 5番 米澤 まき子 議員
- 6番 金野 次男 議員
- 7番 森 長一郎 議員
- 8番 雨森 修一 議員
- 9番 板橋 惠一 議員
- 10番 藤原 益栄 議員
- 12番 中村 善吉 議員
- 13番 吉田 瑞生 議員
- 14番 相澤 耀司 議員
- 15番 松村 敬子 議員
- 16番 根本 朝栄 議員
- 17番 尾口 好昭 議員
- 18番 昌浦 泰已 議員
- 19番 阿部 五一 議員
- 20番 小嶋 廣司 議員
- 21番 竹谷 英昭 議員
- ◎欠席議員(なし)
- ◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長(石橋源一)

おはようございます。

本日、本会議 3 日目でございます。どうぞ寒さ厳しくなる折、健康には十二分に御留意をちょうだいをし、議会活動に専念をお願いしたいと思います。慎重なる御審議をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(石橋源一)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において米澤まき子議員及び金野次男議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(石橋源一)

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は、簡潔に、そして要領よく発言し、議事の進行に御協力をお 願いいたします。

13番吉田瑞生議員の登壇を許します。

(13番 吉田瑞生議員登壇)

○13番(吉田瑞生議員)

私の質問は、多賀城市埋蔵文化財調査センターの展示施設改修整備に関することについてであります。

常設展示室の復元模型「ジオラマボックス」を撤去して改修整備することについて伺います。

多賀城市文化センターは、昭和59年度から3カ年間の事業で、総工費46億円を投じ、昭和62年4月2日に開館し、文化センター入り口の記念碑には「歴史と音楽の城」と記されております。文化センターには、多賀城市埋蔵文化財調査センターや収蔵展示室などが設置されました。収蔵展示室1の常設展示室の変遷は次のように変転しております。

昭和 62 年 4 月から平成 15 年 3 月までの 16 年間は通史展示を行ってきたのであります。 この通史展示の内容は、「多賀城市のあけぼの」、「古代の村と多賀城」、「多賀城市の 中近世」の三つに分け、それを八つの特色ある展示テーマでつくっていました。八つの展 示テーマは、以下のとおりでありました。

- 1.いつ人々が住み始めたか
- 2.貝塚を残した縄文人
- 3.米づくり始まる
- 4.支配される農民と豪族の出現
- 5.権威のシンボル多賀城
- 6.多賀城周辺の様子、官人と多賀城に働く庶民
- 7.碑に込められた祈り、供養碑と中世遺跡
- 8.武士の屋敷と暮らし

このうちの「1.いつ人々が住み始めたか」のところでは、次のように記述していました。

「10 万年前ごろは温暖だったので、海水面は現在よりも約 1.5 メートルも上昇した。志引に住んだ日本人たちは、今は絶滅してしまったナウマンゾウやオオツノジカを食料としていた」。また、「2.貝塚を残した縄文人」のところでは、「20 万年前以上も続いた旧石器時代の後云々」と記述していました。

一方、平成15年4月からは、常設展示室は通史展示からテーマ展示に大きく展示がえを行い、今日に及んでおります。

現在のテーマ展示の内容は、古代都市多賀城の全容を紹介する展示室で、「古代都市多賀城の発見」、「都市建設のはじまり」、「都市で暮らす人々」、「まつり・祈り・祓い」、「生活の道具」の五つのコーナーに分けて展示しています。

以上のように常設展示室の展示室は平成 14 年末に大きく展示がえを行い、この時期に、開館時に設置した中央部の復元模型「ジオラマボックス」をそのまま覆い、ふたをしております。

これらに関することは、平成 12 年 11 月 5 日の日曜日、毎日新聞朝刊で旧石器発掘捏造事件がスクープ報道され、東北旧石器文化研究所元副理事長の藤村新一氏による旧石器発掘捏造問題が発覚し、志引遺跡、柏木遺跡 B 地区の検証作業の結果によって対処されたことと承知するものであります。

私はこの間、藤村新一氏による旧石器発掘捏造問題について、平成 12 年 12 月 14 日と平成 14 年 6 月 14 日に本議会における本会議の一般質問において発言し、志引遺跡、柏木遺跡に関して再調査の検証作業を学術的、学問的に行うこと、その上で多賀城市史や副読本「私たちの多賀城」などの記述を書きかえる事態に及ぶことになると述べてまいりました。

これらのことに対処して、多賀城市教育委員会は、平成 15 年 7 月に「多賀城市史における記述の誤りについて」と題する文書を公表しました。記述の誤りとする文書では、次のように記しております。

「本市教育委員会でも平成 14 年 6 月から、市内の志引遺跡、柏木遺跡 B 地区の石器検証作業を行ったところ、いかんながら捏造であることが判明いたしましたので、ここに多賀城市史の記述の誤りをお知らせするとともに、深くおわび申し上げる次第です。多賀城市史全 7 巻中、旧石器発掘捏造とかかわりを持つのは、第 4 巻考古史料(平成 3 年刊)、第 2 巻近世・近現代(平成 5 年刊)及び第 1 巻原始・古代・中世(平成 9 年刊)の各巻で捏造された石器遺跡をもとにした記述がございます。編さん当時、捏造の事実を知り得なかったとはいえ、結果的に史料として無価値のデータをもとに誤った歴史を叙述し、読者の皆様には多大な混乱と御迷惑をおかけいたしました。旧石器捏造問題は、考古学のみならず、文化財全般に対する信頼を大きく揺るがしました。今回の反省を踏まえ、より一層多賀城の歴史解明に努力していく所存でございます」と、多賀城市史における誤りをお知らせいたしました。

これら旧石器捏造問題との関係によって、常設展示室の復元模型「ジオラマボックス」の 展示はふたをして覆っている現状にあります。

捏造事件以来、旧石器時代の研究は後退し、教科書からも消えました。とはいえ、文化センターは多賀城市のシンボルの一つ、広壮な殿堂として存在し、入り口の門は多賀城南門の八脚門をモチーフするなど、時代考証を表現しているのです。

平成 21 年 10 月 29 日の河北新報で報道されていますが、平成 21 年 10 月 21 日の多賀城市老人演芸大会に参られた来館者によって入館者 500 万人を達成することとなりました。

中村紘子さんは、音響や遮音性を評価し、この多賀城のホールで平成5年11月、平成6年4月、平成6年7月の3回にわたりレコーディングを行っています。また、12月23日は「デビュー50周年記念のトーク&コンサート」が公演されます。

多賀城跡附寺跡の発掘調査が昭和 36 年、1961 年、多賀城廃寺から開始され、来年は発掘 調査 50 年の記念すべき年を迎えます。多賀城市は 2010 年、平成 22 年に平城遷都 1300 年を迎える奈良市と来年 2 月 6 日に友好都市を締結、協定書を取り交わすことにしており ます。

るる述べてまいりましたが、埋蔵文化財調査センターの収蔵展示室や体験館「多賀城史遊館」も以上のような多賀城市文化財の普及、啓発事業活動の中にしかと位置づけ、史料の公開や活用の拠点施設として整備と拡充を図り、次の目標を達成することが必要不可欠であります。

- 1.多賀城市の文化財に対する重要性の理解
- 2.文化財に関する関心と愛護意識の高揚
- 3.郷土の地域文化の発展

などに努めなければなりません。

これらの目標を達成するためには、文化財史料などの公開や活用についての拠点施設としての埋蔵文化財調査センター収蔵展示室の整備と拡充を図ることが重要であります。

この収蔵展示室の改修に関しては、平成 21 年 9 月の議会に提出された決算資料「多賀城市教育委員会点検評価報告書」の埋蔵文化財調査センターの普及啓発事業における改善事項において、施設の改修工事を明記しているのであります。

以上、市教委の点検評価報告書による施設の改修工事検討の評価報告を受けて、埋蔵文化 財調査センターの常設展示室の復元模型「ジオラマボックス」を撤去し、改修整備を図ら れたいのであります。市長の答弁を求めます。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

吉田議員の答弁に関しましては教育長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長(石橋源一)

教育長。

(教育長 菊地昭吾登壇)

○教育長(菊地昭吾)

吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

埋蔵文化財調査センター常設展示室の展示内容につきましては、開館当初より旧石器時代から江戸時代までを基本コンセプトとして実施してまいりましたが、平成 11 年に開館いた

しました東北歴史博物館の展示構成が東北全体を対象とした旧石器時代から昭和時代まで の通史展示を実施したこともございまして、重複展示を避ける意味から、当展示室につい ては、古代都市多賀城を基本とした展示に変更してまいりました。

また、当展示室は、開館以来 22 年が経過し、この間、大規模な設備改修を実施してこなかったことから、見ばえがうせてきたことも事実でございます。

平成 22 年度は、多賀城市が特別史跡多賀城跡の発掘調査に着手してから 50 年という節目の年に当たることから、記念事業として特別企画展を計画しております。この企画展を開催するに当たり、現行施設の一部を改修または撤去するなどの手をかけまして、将来的にも魅力ある展示施設に改修してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(石橋源一)

13番吉田議員。

○13番(吉田瑞生議員)

ただいま教育長の答弁の冒頭の部分で、平成 11 年から東北歴史博物館が開館されて、多賀城市と県の東北歴史博物館との関係について、それぞれの役割分担を果たしながらこれらに関する事業を進めていくということは、当時からその旨を私自身も述べておりまして、今日に及んでいることは承知しておりますが、ただ 1 点、東北歴史博物館もその後、いわゆる平成 11 年の開館以降、旧石器の部分については実は閉鎖したのです。これは御承知のとおり、先ほど私が述べましたとおり、旧石器発掘捏造の事件のかかわりがあって、東北歴史博物館においてもその部分については撤去されて今日に及んでいることだけは改めて述べておきたいと思います。それらのことなども受けつつも、多賀城市と宮城県とのそれぞれの役割分担を、また特色を大いに発揮するということでの取り組みを双方で行ってきて今日に及んでいることは、明々白々であります。

そこででありますが、今、教育長の答弁にもありましたとおり、施設の改修をせずに今日 に及んできたことは、そのとおりでありまして承知しております。

そこで、私も述べましたけれども、来年は多賀城での発掘調査の 50 年の年に当たる。その年を期して施設の改修も、また一部施設の撤去も図りながら、特別の企画展を企画する。 大いに賛同するものであります。

そこで、前段の質問でも触れましたけれども、あの常設展示室の中央部のジオラマボックス、現状を篤と御承知かと思いますが、先ほども述べましたけれども、ふたをして、いわゆる中央部なんですよ、そのまま覆っていると。先ほど教育長は撤去の話もされました、改修の話もされました。来年度の事業にそういうことでの内部協議がされているものと、今の答弁を伺って承知しました。よって、それらに関する予算措置についても協議を内々されているものと存じます。その意味では、あの復元模型「ジオラマボックス」の撤去なり、また全体の改修事業の内容について、さらに御説明を願います。

○議長(石橋源一)

教育長。

○教育長(菊地昭吾)

ジオラマボックスですが、旧石器時代のことについては、大変遺憾というふうな以上のことがあったわけでございますが、そんなこともございまして、ジオラマボックスの撤去だ

けでなくて、あの中身についても非常に貴重なものがあるわけでございまして、次の3点については体験館「史遊館」で活用したいと今考えております。

一つは、「浜辺での塩づくり」というふうなテーマです。それから「村の様子」、「支配者の墓場」、この三つについては史遊館で、貴重なものでございますので活用していきたいというふうに考えております。

それから、国司の館については、中身をリニューアルした暁には、それもあの場所でうまく調和的に活用したいというふうに考えておりますので、撤去してすべて廃棄というふうなことではなくて、十分な生かし方をしていきたい。

ただ、旧石器のことについては、いろいろ問題がありますので、これは現在当然やっておらないわけですので、これについては展示というふうなことでなく今考えております。

なお、新しい 50 年目に当たった企画展についても、まだ正式にきちっとした状態でございませんので、これについては 50 年にふさわしい、東北歴博でも企画展をやるわけですが、それとは違った市独自の企画というふうなことを今検討しておる次第であります。以上であります。

○議長(石橋源一)

13番吉田瑞生議員。

○13番(吉田瑞生議員)

わかりました。今教育長おっしゃるとおり、旧石器の部分に関するジオラマボックスは当然撤去して処分されるというふうに受けとめました。おっしゃるとおり、その他活用できる施設もあるわけですから、それは当然体験館「史遊館」で大いに、先ほど来三つの点について紹介ありましたけれども、活用策を図って、常設展示室のいわゆる埋蔵文化財調査センター常設展示室の機能そのものをさらに拡充するというような形での特別の配置なり企画なり実施に取り組んでいただければと思います。

それから、もう一つは、国守館の話がございました。国守館跡のことでございますが、私も大変このことについては思い入れを深くしております。当時、東北本線陸前山王駅前にマンションが建設される動きがありまして、私はこの問題について、当時この本会議場の一般質問でも伊藤市長に質問をした経過があります。「ぜひあの用地を公有化して、そしていずれ特別史跡としての追加指定を目指して事に対処すべきだ」と、「多賀城市と宮城県がそのような方向で協議されて、あの用地の公有化を図るべき」と述べてまいりまして、当時、伊藤市長もその決断をして今日に及んで、多賀城市内における五つ目の特別史跡として、全国にもまれでありますけれども、1行政区内で特別史跡が5カ所あるというのは多賀城だけであります。そのような形で、また、あの国守館跡については、全国的にもその例がまだ発掘調査として史実が明らかになった例はありません。

そういう意味で、今教育長が答弁されたとおり、「あの場所で」という表現がありましたから、当然埋文センターの常設展示室でこの国守館跡について展示をさらに重視して、この改修なり撤去の事業とあわせて取り組むという方向づけなんだろうと思います。そのような形での受けとめ方として理解いたしました。

ぜひ、私は、前半の中でも述べましたけれども、埋蔵文化財調査センターの常設展示室なり企画なり、また、その取り組みなり史遊館なり体験館なり、一体的なものとして多賀城のこの取り組みの、先ほども3点挙げましたけれども、文化財等に関する多賀城市の文化に関する取り組みの重要性を多賀城市が本格的にこの発掘50周年を、50年目を記念して

取り組むんだと、その方向をぜひあかしとして多賀城市の文化センターの中にともしていただきたいと思います。そのような取り組みを強く願って、私の質問を終わります。

○議長(石橋源一)

次に、15番松村敬子議員の登壇を許します。松村議員。

(15番 松村敬子議員登壇)

○15番(松村敬子議員)

通告に従い、2点質問させていただきます。

初めに、特別史跡多賀城跡の発掘整備事業についてお伺いいたします。

日本三大史跡である特別史跡多賀城跡附寺跡の発掘整備は、調査・研究と保存・活用を目的として、1969 年、昭和 44 年に設立された宮城県多賀城跡調査研究所によって行われております。

多賀城の発掘調査の沿革をたどりますと、まず、大正 11 年 10 月に、多賀城跡が史跡名勝天然記念物保存法により史跡指定になりました。その後、昭和 35 年、宮城県教育委員会が多賀城跡発掘調査委員会を組織し、多賀城町と河北文化事業団の共催で、伊東信雄東北大学教授を調査団長として、5 カ年計画で多賀城跡の発掘調査をすることとなりました。そして、昭和 41 年に多賀城跡附寺跡が特別史跡に昇格されたのです。翌年、多賀城市が多賀城跡政庁区の発掘調査を開催いたしました。しかし昭和 44 年に、特別史跡の広範な区域・性質の重要性から、発掘整備は宮城県、維持管理は多賀城市と、役割分担をすることを当時の多賀城町と宮城県とで取り決め、現在に至っております。そのとき宮城県多賀城調査研究所が設立され、その役割を担うこととなりました。それ以来、研究所は国から 2 分の 1 の補助率で補助金をいただき、今日まで発掘整備を行っております。

そこでお伺いいたします。特別史跡多賀城跡発掘調査は明年で 50 年を迎えますが、発掘整備体制とその現状についてをお伺いいたします。

また、2点目に、発掘整備の現状に対する本市の見解をお伺いいたします。

また、3点目、現在の発掘整備体制、いわゆる県との役割分担について見直しを検討されるべきと考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

次に、中央公園整備事業計画についてお伺いいたします。

中央公園は、市川、浮島、高崎にまたがる 38.3 ヘクタールの面積を擁し、都市公園として昭和 53 年に都市計画決定されました。その一部、玉川岩切線北側、あめや園の区域と、館前遺跡・国府多賀城駅前を除く玉川岩切線南側、東北本線までの区域 12.7 ヘクタールを平成 15 年に 10 年計画の事業認可を受け、サッカー場及び野球場として 7.2 ヘクタール整備中、またその一部を終了、区域は供用開始をしております。

しかし、この計画の決定当時と現在とでは本市を取り巻く環境は大きく変化しております。 私は、史都、そして史都多賀城を標榜している多賀城市は、今こそ歴史まちづくり法を活 用し、「名前だけの史都多賀城」と言われないよう、来訪者になるほどすごいと感じてい ただけるような名実ともに備えた史都多賀城のまちづくりをすべきと考え、訴えてまいり ました。また、数多くの市民もそれを希望していると感じております。 整備中の中央公園は、本市の誇り、宝である特別史跡多賀城跡の目の前であります。城下町的な役割をなす場所で、観光客が一番集まる観光拠点として大きな可能性を秘めた場所であると考えます。

現在本市は、歴史まちづくり法を活用し、22年度中に認可を目指し、歴史的風致維持向上計画の策定中であります。よって、この計画の重点区域となる現在のスポーツ公園として整備中の中央公園の重要性を考えるとき、もっと遠の朝廷としての趣と歴史的風致を感じさせる景観の向上、そして地域経済の活性化につながる観光客の利便性を考えた、魅力あるおもてなしの場となるよう、この際、現在の都市計画決定の見直しを検討すべきと考えます。また、多くの市民からもこのことは寄せられているのもお伝えしておきたいと思います。

そして、もちろん市民のスポーツ振興に反対するつもりではありません。当然のことながら、現在多くの市民に活用されているサッカー場、野球場の代替地を考えるべきであります。仮に計画変更される場合は、その代替地として、以前から言われております、計画されております特別史跡多賀城跡建物復元管理活用計画に明確に計画してあるように、砂押川遊水地を検討すべきと考えます。

以上2点について、本市の見解をお伺いいたします。

市長の御理解ある御答弁を期待し、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

松村議員からの御質問のうち、特別史跡多賀城跡についての御質問は教育長から答弁させますが、中央公園の整備計画につきましては私からお答え申し上げます。

中央公園整備事業計画の見直しについてでございますが、中央公園は、市民全般を対象に、 観賞、散歩、遊戯、運動などの利用に供することを目的とした総合公園として、平成5年 11月に事業認可を受け、平成26年3月の完了を目指して整備を進めているところでございます。

玉川岩切線の北側は、特別史跡に指定されていることもあり、歴史・自然環境空間として 文化財を活用した歴史公園の機能を持たせた整備を視野に入れております。

一方、玉川岩切線の南側は、市民生活に密着した生活環境空間として、スポーツ公園の機能を持たせ、これまで野球場とサッカー場を中心に整備してまいりました。

御提案の見直しを行うことは、中央公園の位置づけから困難であると言わざるを得ませんので、御理解をお願い申し上げます。

なお、緑地をできるだけ多く配し、施設デザインも復元の成果を参考にするほか、管理棟の整備を進める中で、来訪者がもてなしを感じるようなものにしてまいりたいと考えております。

2 点目の砂押川及び勿来川の遊水地をスポーツ公園の代替地に充てることについてでございますが、ただいま申し上げましたとおり、中央公園を計画どおりに進めたいと思っておりますので、代替地としては考えておりません。

なお、この遊水地はまだ暫定整備でもあるため、現段階での利用は難しいのではないかと 宮城県からの見解も得ております。

私からは以上でございます。

○議長(石橋源一)

教育長。

(教育長 菊地昭吾登壇)

○教育長(菊地昭吾)

松村議員の御質問は3点でございますが、関連しておりますので、まとめてお答えを申し上げます。

特別史跡多賀城跡の発掘整備事業についてでございますが、御承知のとおり、特別史跡多 賀城跡附寺跡の発掘調査及び環境整備につきましては、昭和44年から県が事業主体となり 実施いたしております。現在は、東北歴史博物館の中に多賀城跡調査研究所が設置され、 所長以下6名の専門職員によって調査研究が行われております。

平成 20 年度末の実績は、指定面積に対し発掘調査が 10.42%、環境整備が 25.2%となっております。

発掘調査及び環境整備の進捗状況は、近年の厳しい財政状況の影響もありまして、県が策定している5カ年計画のとおりに進んでいない状況のようであります。

こうした状況の中、本市といたしましては、特別史跡の保存・活用を積極的に促進していく上で、これまでも知事等に対しまして計画の促進を強くお願いしているところであります。

特別史跡の発掘調査及び環境整備につきましては、今後も県の責任のもとで強力に推進されるよう、粘り強く働きかけてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(石橋源一)
- 15番松村敬子議員。
- ○15番(松村敬子議員)

御答弁ありがとうございました。

まず、特別史跡整備発掘事業について、今教育長の方から御答弁あったことに再質問させていただきます。

今教育長の方からありましたように、50年たって発掘率が10.4%、あと環境整備が25.2%、本当に現在の特別史跡の現状を見れば、それが如実にわかるわけですけれども、やはり市民の中からもっと何とかならないのかという多くの声を寄せられております。市長もいろんな懇談の中で多分そういう声は多々聞いていると思いますけれども、50年で10.4%ということは、あそこを発掘終わるのは、この計算でいきますと450年あとかかるという、そういう現状なんです。本当にもう笑い事じゃないと思いますよ、私は。もう多賀城にとっ

てこの特別史跡というのはどういう存在かというのは、もう行政の方はとっくにおわかりだと思います。それを何とかならないのかと今市民の声も寄せられていることを受けまして、やっぱり何とかこれをどうしたらいいのかということを私は市としてもう少し真剣に考えて取り組んでいかなきゃならないのかなというふうに思って、今回こういう質問をさせていただきました。答弁の中から、県はこういう体制になっていると。県の方にはその都度要望しているというお話でありましたけれども、全然変わりませんね。

それで、私も何でこうなるのかなというふうにして、県の方とか研究所の方に行っていろいろ調査してまいりました。そうしましたらば、やはり一番の原因は、県の財政が大変厳しいということが原因で年々削られていると。これ以上予算はもうつけられる見通しはないという、そういうのが現状だなというのがわかってきました。じゃあ、そのない県にいつまでも言っていても、もうらちが明かないのじゃないかなというふうに私としては感じております。

どのくらい予算をかけているのかというのを、市長、御存じですか、県が毎年発掘と整備 にどのくらい予算かけて発掘整備しているかというの御存じでしょうか。

私、調査しましたところ、発掘に今年度は 1,200 万円です。そのうち、国が 603 万円です。あと県が 603 万円。いわゆる県としては発掘に 600 万円しか年間予算措置をしていないということなんです。あと、整備に対してはどうかといいますと、21 年度は 850 万円。ですから、整備で県で負担しているのは 425 万円、合わせますと 1,000 万ちょっとです。発掘整備に 1,000 万ちょっとしかかけていないと。こういう状況ですもの、やはり 10%だというのは、もうどうしようもないのかなというふうに思います。

でも、この件に関しまして、やっぱり市民だけじゃなくて、市だけじゃなくて、多賀城跡 調査研究委員会って年1回、いろんな学者の先生やら文化庁も来たり、宮城県、あと東北 歴史博物館、多賀城市、あと調査研究所の方たちで、年1回こういう研究委員会をやって います。ここの中でも、実はそこに来ていらっしゃる委員の先生、約30名ぐらいの方が毎 年集いまして、東北大学または東京大学の先生、考古学の先生ですね、いろんな方とか、 そういう方がいらっしゃってやっているんですけれども、ここの中で、私ちょっと会議録 を見せていただきましたけれども、予算に対して、やはり委員会の中でも「もっと何とか しろ」という声が上がっているんです。こういうふうなのありました。もう一つの予算に ついてということで、整備の年間予算が 750 万円、これは平成 20 年のことですから、750 万円ということですが、「これだけ大規模な遺跡でありながら、予算は余りにも少ない」 って、この委員会の中の先生方もおっしゃっています。「県民の世論の支持も得ながら、 財政当局としっかり交渉して、環境をつくっていただくのも重要ではないかと思う」とい うことを言っています。さらにもう一つ、平川先生もおっしゃいましたように、現在の遺 跡整備に欠けているのは、水のある風景だと……、ここはちょっと関係ありませんけれど も、こういうふうに予算をもっとつけるべきだっていうふうに、この小野先生という方は おっしゃっています。

あともう一つ、宮城県では補助金を使っていないということを文化庁の方が言っているんです。「そうした例は全国的に物すごく少数で、もっと積極的な活用をして整備をお願いしたい」というのを文化庁の職員も言っております。

ですから、1,000万円しか予算とれないというのは、あくまでも宮城県の財政状況、また特別史跡に対する考え方からそういうふうな予算措置しかされていないというのがこれによってわかるんです。指導委員会の先生方ももっと予算をつけて整備をすべきだというふうにおっしゃっています。ですから、そういうことから言いますと、今の現状ですね、市はいつも「県には要望しています」ということでずっと今日まで来ていますけれども、や

はりそれではこの多賀城特別史跡を整備して活用するというのは、もうそれこそ 450 年もかけてやるつもりなんですかというふうな、市に聞かれてもしようがないのかなと思いますので、その辺の御所見、教育長、済みません、もう一度お願いしたいと思いますので、そういう観点から、やっぱり今は発掘整備は県ということに対しての見直しをもっと市としてもすべきではないかということを御質問させていただきます。その点に対しての御所見をもう一度お伺いします。

あと、中央公園整備計画についてでありますけれども、先ほどでは総合公園であって、私が提案しておりますところの計画は変更は困難であるという、そういう回答で、そういうもてなしの場は管理棟にてしていきたいというような回答であったと思います。

私も今回の質問、なぜこういう質問をしますかといいますと、やはり一つは景観の問題であります。あそこに、さっき言いましたように、特別史跡の城下町的な、そういう玄関とも言えるような、そういう場所にスポーツ公園があるというのは、私は景観を壊しているんじゃないかと思います。

先日もある方から言われました。多賀城に見ていただきたいということで来て、東北本線を利用したと。そして特別史跡の前になったらば、あそこの目の前にフェンスがあると。やっぱりあれは特別史跡のそういう前としてかなり景観的に問題を感じるというような話をしていた最近の来訪者の方のお話もありましたけれども、そういう意味から、価値をやっぱり壊しているんじゃないかなと思います。遠の朝廷の城下町として観光客を迎える玄関にふさわしいような、そういう場所にすべきだということと、あともう1点は、大事な点は地域経済の活性につながるような観光拠点に、先ほどもお話ししましたように、最適な場所だということであります。そういう意味から、困難だというお話でありましたけれども、困難の理由というものをもう一度お聞かせいただきたいなというふうに思います。

あと、遊水地の件でありますけれども、これも県の方に行って聞きましたらば、今は休止中だそうです、事業を休止しているそうです。それで、県との協議が当然必要でありますけれども、やはりそれは多賀城市がどうしたいかということを持っていかなければ、県は今の状態で、予算も大変なので、今の状況で終わらせているということでありました。

ここの遊水地をスポーツ公園にすべきだということに対して、実は平成 18 年第 4 回定例会で竹谷議員も質問しております。そのときに、このような質問の内容でありましたので、紹介させていただきます。「現在、私たちを取り巻く状況は、生涯スポーツ等の関連から、スポーツ広場を求める方が多くなりました。特にグラウンドゴルフ等のお年寄り方が楽しんでいるゲームが盛んになっています。このような市民の要望にこたえるためにも、遊水地の有効活用を行うことが大変重要だと思うのです。以上の観点から平成 19 年に規制された砂押川、勿来川遊水地をスポーツ広場として活用することについての御所見を賜りたい」というお話でありました。それに対して市長答弁として、「面積が確定できた段階で、御提案のあったスポーツ広場などを含め、利活用の方法を検討してまいりたい」との答弁がありました。そういうことで、以前にもこういう答弁、質問されて、市としてはそういう答えもしていることから、もう一度、まず困難な理由と、あとこの遊水地の活用について、もう一度市長の答弁をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長(石橋源一)

初めに、教育長。

○教育長(菊地昭吾)

多賀城の文化財に対する指導委員会、これには私も、指導される立場といいますか、参加 しておりますので、予算的にも、それから県に対する指導についても、そのとおりであり ます。

その委員会の中で第5次については、城前、それから外郭南門あたりが5次の21年度で終了の計画を立てていたんです。ただ、なかなか財政的に難しいというふうなことで、遅々として進まないというふうなことで、文化庁の方から多賀城跡のその重要性を本当に認識しているのかというふうな話がございました。

ただ、文化庁の方で、じゃあ県は外して、多賀城、じゃあやったらいいんでないのという ふうなことにはいかないと。文化財行政全般にわたって、やはり国があり県があり、そして多賀城があり、本来は国と県というふうなことになるんでしょうが、そういうふうなことで、そういうふうな外すことはいかないというふうなことで、改めてそういうふうなものに対する認識をしっかり持ってほしいというふうなことがございました。

予算的にも、じゃあ最も素早くやってほしいのはどこかといいますと、やはり城前と、あそこの外郭南門地区の整備なんですが、これを第9次の22年度から26年度までに先送りしているんです。ただし、この第9次についても、県の方の予算は今、年800万円と言っていますので、一体どこまでそれが進むのか。今フラワーロードになっているんですが、あのあたりの整備がこれについてもなかなか難しいんだろうと。よその、福岡のような話はうらやましい話もあるわけですが、そんなことでこれからも粘り強く県の方に働きかけていきたいと思うし、なお、うちの市長が史跡整備の会長をやっているというふうなことで、別な面では文化庁から過分な御支援を受けていることも事実ですが、それを述べて、以上です。

○議長(石橋源一)

次に、市長の答弁を求めます。

○市長(菊地健次郎)

中央公園の関係でございますけれども、これは、先ほど言ったように、平成5年からずっと認可を受けてやってきているということで、やっぱりスポーツ公園としての役割を考えた公園にしたいというのが伊藤市長の時代からの長年の夢ではなかったかなというふうに思いますし、ただ、多賀城の市域を考えた場合に、多賀城の市域をですよ、本当、なかなかスポーツ公園としてどういう位置づけがいいのかと考えたらば、本当にないんですよね、スポーツ公園として開発できるような場所というのは。考えてみるとなかなかないというのをお気づきになるんではないかなというふうな思いがいたします。ですから、今から歴史公園としてあれを手直ししなさいと言われても、ちょっと今のところできないという返事しか私は言えません。

私自身も県議会時代に、今の、先ほどおっしゃいました遊水地の活用というのを考えました。ただ、先ほどの質問もそうでございますけれども、県の方は全く、もう下手すると財政再建団体に陥るんじゃないかという懸念がありまして、相当の財政的な危機感は村井知事持っていらっしゃいます。ですから、先ほどの史跡の整備とか発掘調査の費用のお金もなかなか捻出できない状態ではないかなというふうに思います。

ただ、先ほど松村議員がおっしゃった、県が「多賀城市が遊水地をどうしたいかですよ」 という、何かそういう話を聞いてきたということをさっきお話しされましたが、多賀城市 があそこを全部、遊水地をきれいにして、スポーツ公園なりなんなりに変えてもらうなら いいですよって、恐らく県の方はそういうふうにおっしゃると思います。だけれども、や っぱりあれは県でやるべきところでございますから、私もああいうふうなスポーツ公園みたいなの……。私も実を言いますと、市議会時代に、青森県の青森市の沖館川というのがあるんですね、そこに同じ同期の人たち5人で先進地視察に行ったことがあります。遊水地が、普通の場合は小中学校のグラウンド、それから自動車の教習所になっておりました。小中学校にげたをはかせて、ちょっと上の方に校舎をつくったんですね、雨降っても大丈夫なようにということでげたをはかせているんですけれども。だから、多目的遊水地であればそういうふうなことも可能なんです。ただ、遊水地自体もまだ未整備というふうな、完全ではないですね、というふうなこともございまして、たしかあれからもう少し、1メートルぐらい下げることもこれからやるはずです。ですから、その辺のこともございまして、長い目で見れば、あるいはグラウンドゴルフとか、そういうようなものにも使えるような公園になる可能性はあるかもしれませんけれども、今のところはちょっと難しいということしか私は言えないんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○議長(石橋源一)

松村議員。

○15番(松村敬子議員)

まず、最初の部分ですが、粘り強くまた交渉していきたいという話ですけれども、私は、 皆さん同じ認識だと思いますけれども、県の今の財政状況でいっては、なかなか難しいの かなというふうに思います。

それで、見直しされたいということは、私はもっと市として、市の年間 1,000 万円ぐらいの予算措置しかしないで、発掘と整備で終わっているわけですよ。文化庁ではもっとつけなさいというふうにして、やりなさいということを言っているということは、県に言っても私はだめだったら、やっぱりもっと市がこれに予算措置を、市でやってもいいって県は言っていますので、そういうふうにしないと進まないんじゃないかなと思います。でなければ、もう一つの案としては、県と市が一緒になって国にもっと補助率を上げてもらってやるとかっていうふうにしなかったら、私は今の状況を脱するということはなかなか難しいのかなというふうに思います。

そういったときに、今多賀城市はインターチェンジも何とか誘致しようということを言っていますけれども、やっぱりそれの一つの目玉は、目的というのは、特別史跡を生かしてまちおこしをしようということが一つのポイントじゃないかと思いますけれども、そうなったときに、果たして今の状況で本当に皆さんに来てもらっても恥ずかしくないような整備状態になっているのかということを考えたときに、やはりあそこの整備、発掘整備というのは私はもっと急いでいかなければならないと思います。それを今までどおりのようなやり方でやっていたんでは、いつまでも変わらないんじゃないでしょうかという思いなので、どこまで市がやるかというのはまた別ですけれども、それはもちろん協議しなきゃないことでありますけれども、やはり市としてもあそこが本当に大事で、これをど真ん中においてまちづくりをしていくという方向に腹をしっかり決めて、そしてどうするかということを考えていく時期じゃないかと思います。やはりそれは私は市長のある意味では英断じゃないかなというふうに思うんです。

中央公園にしてもそうだと思います。伊藤市長のスポーツ公園にしたいということで計画で云々という話ありましたし、多賀城市にスポーツ公園らしきものがないのであそこにしたということですけれども、ではそれが本当にいいんですかということを私は問いたいわけです。やっぱり遊水地というああいうようなところもありますので、もちろんそれは財政投入しなければできませんよ。ですけれども、やっぱりそれをするだけの私は価値のある今回はそういう計画の見直しじゃないかなというふうに思いますので、そこは勇気を持

って、市長を中心とした、もっと当局の方で話し合いをして、今後の多賀城のまちづくりに特別史跡をどういう位置づけをして、これから、今いろんな計画をつくっておりますけれども、しようとするかということをしっかり考えていただきたいなというふうに思うわけです。

さっきの発掘整備の件も同じ、皆関連であります。そういうことから、もう一度市長の御理解ある、やる気のある、意気込みのある御答弁を期待したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(石橋源一)

では、市長、簡潔に答弁をお願いします。

○市長(菊地健次郎)

当然やる気はございます。ただ、発掘整備の関係は、当然県の方がそういうふうな状態ですから、なかなか期待はできないというふうに思いますので、国の方の力をどのくらいかりられるか、これは私の今のポジションから考えれば、どこまで発揮できるかにもかかっていますので、それなりに国からもできるだけ発掘等を頑張っていただけるように、力を入れていただくようにはお願いしてみたいと思います。

それから、やっぱり松村議員の考え方だろうというふうに思いますけれども、すべて歴史 公園になったら最高だなというふうな思いもあるでしょうけれども、やっぱり市民のスポーツ熱とか、あの施設がどういう意味でできたかということを考えれば、例えば前にも私 お話し申し上げましたけれども、お城がいろんなところにありますね、あそこのすぐそばにテニスコートがあったり野球場があったりという公園はいっぱいありますよね。それを ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

当然、まだ 10%そこそこしか発掘ができていないということで、それをどんどんどんどん 進めていけば、あるいは私自身も平泉の毛越寺みたいな池も出てくるかというふうな期待 で胸がわくわくするわけでございまして、歴まち法に基づく歴史的風致維持向上計画もあと 2 年かけて頑張りますので、ぜひその辺のことを御理解いただきたいと思います。歴史 的なまちづくりは絶対これは多賀城の使命でございますから、その意気込みでやらせていただきますから、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(石橋源一)

ここで 10 分間の休憩をし、再開は 15 分でございます。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長(石橋源一)

再開いたします。

7番森長一郎議員の登壇を許します。

(7番 森 長一郎議員登壇)

○7番(森 長一郎議員)

私の質問は、大綱3点であります。

まず最初に、多賀城市2010年度予算についてであります。

現在、前政府がリーマン・ショックを発端とした世界同時不況に即応し、世界に先駆け緊急経済対策として大型補正予算を組み政策対応をした結果、功を奏し、いち早く不況の底から脱却の兆しが見え始めたのでありますが、折しもさきの総選挙において政権交代がなされ、新政権の公約実現の財源確保、財源捻出のために、前政権の事業見直し等、補正予算の見直しを推進したのであります。

しかし、その消極的な姿勢から、日本への経済対策への不安やドバイ・ショックにより、 円高・デフレのダブルパンチを招いてしまい、世界市場から置いてきぼりを食ってしまっ たのであります。

さらに、政府は、政権公約の実現のための財源を捻出するために、また、行政の無駄をなくすためとして、行政刷新会議の事業仕分けチームによる事業仕分けをし、各省の概算要求から3兆円以上削ることを目標としていたのであります。これも大きく下回っており、税収の落ち込みも予想されていることから、事業仕分けのさらなる折衝が必要となっております。

国債の発行額についても、やっと指針として上限が示されたところであり、最近では財源不足から公約実現のために地方負担の導入も検討され、政府内外から不満の声が上がり、物議を醸し出している状況も見られているところであります。

新年度予算案の編成ばかりか、やっと 12 月 8 日に与党党首らによる基本政策閣僚委員会を開き、経済対策 7.2 兆円を含む、事業規模を 24.4 兆円とする 2009 年度第 2 次補正予算案を合意し、15 日、きょうでありますが、閣議決定され、通常国会へ提出されるということであります。

しかし、2009 年度の国の税収は、当初予算の見積もり 46.1 兆円を 9.2 兆円下回る 36.9 兆円に落ち込み、新規国債発行額は 1 次補正後の 44.1 兆円から 9.3 兆円ふえ、過去最大の 53.5 兆円に膨らむのであり、税収が 40 兆円を下回るのは 1985 年度以来 24 年ぶり、国債発行額が税収を上回るのは終戦直後の混乱期だった 1946 年以来初めてとなり、藤井財務相も極めて深刻な財政状況と危惧しているところであり、新年度予算編成内容にも時間的にも大きな影響を及ぼすものと考えられるのであります。

等々、現時点では、政権公約実現においても、また、財源の裏づけも流動的で不確実な要素が多く、我が多賀城市においても国と同様に財源確保、行政サービスの質の維持向上に国の政策予算を眼中に置かなければならず、事業仕分けの経過や復活折衝の経過が気になるところであり、過般の河北新報にも、事業仕分けによる宮城県の該当項目、おおよその影響額が公表されており、対処を余儀なくされているのであります。

そこで、多賀城市においても新年度予算編成への影響、対応を伺うものであります。

また、予算編成の中で、すべてにおいて重要不可欠な項目とは認識をしているのでありますが、建設費予算はピーク時の約50%にまで削減されており、財政が厳しい折には最初に取り上げられるのですが、交通安全、高齢者・障害者福祉等には欠かせない道路維持補修費の予算の確保等願うものでありますが、当局の所見を伺うものであります。

次に、ごみ問題でありますが、これは平成20年第3回定例会一般質問において質問した内容の検証であります。

昨年10月1日より仙台市において、「100万人のごみ減量大作戦」の一環として、家庭ごみ受益者負担制度、いわゆる家庭ごみの有料化を導入し、その結果、約20%の家庭ごみの減量に結びついたそうでありますが、当時有料化に移行する際に、仙台市では管理の強化を打ち出し、隣接する市町の側でも不適切な不法なごみの排出・投棄など影響を懸念し、対策を講じており、多賀城市においての対処・対策を伺ったものでありました。

あれから1年を過ぎましたが、隣接している西部地区の現況を伺うものであります。御答 弁をお願い申し上げます。

最後に、友好都市についてでありますが、来年、2010年に平城遷都1300年を迎える奈良市と同年2月6日に友好都市締結が決まり、2005年に友好都市を締結した太宰府市と並び日本三大史跡が友好都市として結ばれることになり、多賀城市としては天童市を含む3市との友好都市締結となり、大変喜ばしい限りであります。

去る 11 月 12・13 日と、議長・副議長同行の上、議会運営委員会で茨城県石岡市議会に議会運営上の調査研修視察のために伺いました。石岡市については第 3 回定例会で佐藤惠子議員が同様の趣旨の一般質問がありましたので、ここでは簡単に触れてまいりたいと思うのでありますが、多賀城市とは大変深いかかわりがあり、重要文化財に指定されております多賀城碑に刻まれている、まさしく隣国・常陸国の国府が置かれていたのが石岡市なのであります。往時には、東夷征伐の拠点であった多賀城に武器や物資の補給、供給の役割も果たしていたということで、国府特有の史跡も点在しており、歴史的風致にも力を注いているのであります。

ちなみに、石岡市のホームページのキャッチコピーは、「古都 1300 年の歴史と郷の文化に出会える街」とあり、いにしえの御縁を感じることのできるまちであり、歓迎の言葉をいただいた久保田健一郎石岡市長も、議員時代には当市にも何度かいらしており、交流については熱い思いをお話しされておりました。石岡市には、なぜか懐かしく感じてしまう風が吹いており、心に歴史が刻み込まれたのは私だけでしょうか。

そこで、奈良市との友好都市締結をきっかけに、茨城県石岡市との友好を深め、ゆくゆく は国府サミット等を開催し、経済の活性、文化交流に結びつけてはいかがか、所見を伺う ものであります。

以上、大綱3点、私からの最初の質問であります。御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

森議員の質問にお答えいたします。

本市の予算編成への影響並びにその対応ということでございますが、御承知のとおり、国の予算編成そのものが目下検討調整を進めている最中でございまして、未確定要素が多く、極めて不透明な状況の中で対応せざるを得ないというのが現状でございます。

また、地方財政対策の基礎的枠組みが示されない中での予算編成作業は、暗中模索と言っても過言ではございません。

したがいまして、本市の新年度予算編成に際しましては、現時点において見込むことのできる財源を各事務事業の経費に振り分け、それでもなお不足する財源には財政調整基金を取り崩して対応することとしているものでございます。

しかしながら、国の新年度概算予算の編成が年内の作業完了を予定していることを考慮すれば、年明けには地方財政計画の全体像が見えてくることが期待されますので、その内容を踏まえ、できる限り予算の精度を高めていくよう努めてまいります。

また、道路維持管理費の確保という御質問でございますが、道路は市民生活に欠かせない 社会資本であり、適切に維持管理することで安全で快適な状態に保つことが重要であると 認識しております。これまでも道路維持管理費用に関しましては、優先順位を勘案しなが ら計画的に対応してきたところでございますが、今後とも道路の安全対策に万全を期すべ く、限られた財源を有効に活用し、計画的かつ適切な対応に努めてまいりますので、御理 解をお願いいたします。

次のごみ問題についての御質問ですが、仙台市の家庭ごみ有料化が開始された昨年 10 月と 11 月の 2 カ月間で、市内のごみ集積所に仙台市のごみ指定袋で不法投棄されたごみの数は、 10 月で 61 個、11 月で 20 個という状況でした。本市ではこの 2 カ月間パトロールを強化し、不法投棄されたごみについては、袋を開封し、排出者を特定した上で仙台市に指導を依頼するなどの措置を講じてまいりました。

また、仙台市との隣接地区の市民には、多賀城市民が排出したごみであることを明確化するためのシールの張りつけや、早朝からの集積所の監視など、多大な御協力もいただきました。このような市民の皆様の御協力、努力もあって、現在、仙台市のごみ有料化による本市への影響はないと考えております。

3点目の友好都市に関する御質問でございますが、石岡市は、お話のあったとおり、かつて常陸国の国府が置かれていたところであり、市内には、特別史跡常陸国分寺跡や常陸国分尼寺跡を初め、多くの史跡や文化遺産を有するまちであると認識しております。

特に陸奥国と常陸国は隣国であったこと、多賀城碑文に常陸国との関係性が記されている という歴史的つながりから、市民や職員による交流活動が何度か行われてきたのも承知し ております。

先ほど森議員の御質問にもありましたように、歴史的つながりを持つ全国の自治体とネットワークを形成し、定期的な取り組みを行うことは、地域経済の活性化や文化活動等に大きく貢献するものと理解しているところでございます。

しかしながら、本市では、先ほどもお話がございましたけれども、天童市、太宰府市と友好都市を締結し、交流事業を展開してから比較的日が浅いこと、また、平成 22 年 2 月 6 日には奈良市との友好都市締結日を控えていることから、石岡市を含めた他自治体との交流においては、前回佐藤議員に御回答申し上げましたとおり、まずは民間レベルでの交流を進めていただければと思います。

以上でございます。

○議長(石橋源一)

よろしいですか。はい、森議員。

○7番(森 長一郎議員)

御答弁ありがとうございます。

まず1点目でありますが、地方財政計画がまだ明確になっていないというふうなことでございました。暗中模索の中で予算を組み立てるというふうな厳しさがあるとは思うんですが、県の方でも今回の仕分けに対応して予算を多分計上されるんでしょう。また、本市においてもその関連する仕分けに該当する部分、大体何事業、おおよそどのぐらいの額かおわかりになりますでしょうか、わかればお教え願いたいと思います。

次に、ごみ問題でありますが、そのごみ問題に関しましては、非常に市民協働の形が功を奏したのかなと。まず、1年たつと大分緩んできてふえている状況なんでありますが、今現在は本当に功を奏していると、成果があらわれたというふうなことで、非常に評価をしていきたいなというふうに思います。本当に市民の皆さんも職員も皆さんも大変御苦労さまでございます。

また、今後、引き続き気を引き締めていただいて、なるべく、隣接しているところでございまして、また、ほとぼりが冷めたころに出てくるやもしれませんので、お気をつけていただきたいと思います。これについては御答弁は必要ございません。本当に御苦労さまでございました。

3点目でありますが、この3点目の友好都市につきましては、先ほど、まずは太宰府市、それから天童市、まだ友好都市になって日が浅いというふうなことでございました。奈良市におきましては、実はこれ国際友好都市も含めて9市でしたかね、たしか、友好都市を持ってございます。多分長い年月の間にそういう友好都市を締結してこられたのかなというふうに思います。

あとは、太宰府市に関しましては、トライアングル、これで結べたというふうなことでございまして、多賀城市に関してまず日が浅いというふうなことではありますが、ただ、コンセプトを持って友好都市を結んでいけば、非常におもしろい、計画的に進めていけるのではないかなというふうに思います。

天童市は本当に歴史的な部分でもあります。それから、国府共通の財産を持った都市、共通の情報を持った都市というふうなことでは、それを念頭に置いて進めていくのと、ぼっこりぼっこりというふうなこと、これを御縁にっていうふうなところもなかなか難しいんでしょうし、きっかけというものはそういう国府、長い、覆すことのできない歴史の上に立った友好は、大変これは効果があるのではないかなというふうに思います。

ということで、ぜひ、その市民レベルというのは非常に難しくて、実はイシクボ市長ですか、イシクボ市長も市民レベルとは言いませんで、「ぜひ何とか交流を図りたいものですね」というふうな市長のお話でした。ぜひ、その市民レベルに持っていくまでのきっかけというのは非常に大切だと思いますので、あわせてその辺のところ、市長の考え方、今後の問題になると思うんですが、その国府のネットワークをどうつくっていくか。

それから、石岡市、そのとっ始めに奈良市がもう目前にあるわけでして、大変なのはわかるんですけれども、それを契機に次々、次々とネットワークを結んでいくことが大切ではないかなというふうに思います。市長のその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。

○市長(菊地健次郎)

最初の財政関係でございますけれども、仕分けに関しては、まだ精査できていないという ことでございますので、もう少しお待ちいただきたいなということでございます。 それから、友好都市の関係です。これは本当、もう間近に奈良のことがあって、なかなかそれどころじゃないというのが本音でございます。ただ、国分寺の関係とかなんかで、恐らく何かのかかわりということで、私も歴史的なものもまだ深く知っていませんので、ちょっと勉強させていただきたいなというふうに思いますし、太宰府とは議員の方々同士がかなりつき合いが長く、いろんな形で交流もあったということから端を発したということもございます。ですから、石岡市とも、できれば議員の方々、市民レベルとはいえ、なかなか市民の方々同士でおつき合いするということは難しいかと思います。ですから、議員の方々がまず先手を打ってというか、先手をとっていただきたいという思いもありますし、私自身も一度行って、向こうの市長とお話しする機会もそのうち出てくるかと思いますけれども、そういうことをきっかけにしながら少しずつかかわりを持って、じゃあどういうことでということであれば、また友好都市の話も出てくるのかなというふうに思います。もう少し勉強させていただきたいという思いでございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長(石橋源一)

森議員。

○7番(森 長一郎議員)

ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

1 点目でありますが、その前に、大変今、私、「イシクボさん」というふうなことで、石岡市の市長のことを、「久保田市長さん」でございまして、訂正をしたいと思います。申しわけありませんでした。

3点目については、今後検討していくというふうなことで、ぜひ前向きによろしくどうぞお願いします。

1 点目に関しましては、機会を持っていただきまして、ぜひどのぐらいの対応するべき事務 事業があるのか、金額等わかれば、後でまた機会を持って教えていただければというふう に思います。以上でございます。

○議長(石橋源一)

次に、2番佐藤惠子議員の登壇を許します。

(2番 佐藤惠子議員登壇)

○2番(佐藤惠子議員)

私の質問は、大きく3問でございます。

一つ目の質問(1) は、多賀城市の乳幼児医療費助成をさらに前に進めるために県への働きかけを強められたいというものであります。

本市でも、小学校入学前まで医療費無料化が実現いたしました。子育て中の方々にとって大きな福音となり、喜びの声が寄せられております。

しかし、自治体が今努力をして子育て支援の充実に努めているそのときに、県の状況を振り返ってみると、それは全く不十分と言わなければなりません。保育所の待機児童は全国 45 位、そして乳幼児医療費無料化制度の通院部分がいまだに 2 歳児までというのは、全国で宮城県とほか 2 県、この 2 県は名誉のために言いませんけれども、だけであり、最下位

水準であります。県は努力している自治体への助成をもっとふやすべきであり、そのため に県への働きかけを強く求めますが、お答えをお願いいたします。

(2) として、多賀城市の乳幼児医療費無料化制度の促進について伺います。

乳幼児医療費無料化の実現は、今や小学校入学前までは当たり前であります。全国的に見ても県内で見ても、さらに上乗せをしている自治体がたくさんございます。石巻市では、 先日、来春から小学校 2 年生まで支援することを表明いたしました。

最近私は、3 人目の子供がおなかにいるお母さんのお話を聞く機会がありました。このごろ近くの自治体から引っ越してきたその方は、「多賀城市は子育て支援が手厚くてうれしい」と話していました。おくればせながら実現したことが大変そのとき私はうれしく思ったものですけれども、「どんなところが」と聞きましたら、「医療費も入学前まで無料だし、妊婦健診も14回無料で」と言っていました。いろいろ情報が交錯しているようですけれども、その方は「アパート住まいですが、今のところ夫の仕事場の利便を考えながら子育て支援の厚いところをと探して越してきた」とお話をしていらっしゃいます。暮らしは楽ではないけれども3人目の子供を楽しみにしていることもお話をしていました。少子化対策や、多賀城市に住んでもらうこと、そして何よりも子供を産み育てる親への支援策の充実は急がれるのではないでしょうか。1歳でも2歳でも前に進めていくことを検討すべきと思いますが、お答えをお願いいたします。

次の質問は、高校生の就労支援、修学支援について伺います。

まず最初に、就労支援について伺います。

宮城県の完全失業率は全国第2位で、来春高校新卒者の就職内定率は全国で下から3番目という深刻な状況にあります。そしてその内定率は、全県で41.5%と、前年比から7.6%も大幅に減っております。多賀城市も含めた塩釜公共職業安定所扱いの内定率は、さらに低く33.9%です。前年比では15%も減っており、3人に1人の就職先が見つからないという状況にあります。今や学校と生徒の努力だけでは打開できない深刻な事態ではないかと思います。市として緊急な就職支援策が求められているのではないでしょうか。

県は、このことを受けて、来春高校卒業予定者を採用した県内の企業に、15万円の採用支援金を交付することを決めています。また、県内の自治体では、仙台市で給与半年分の援助、それから白石市では10万円、登米市では30万円、栗原市では20万円、美里町では30万円と、それぞれ新卒高校生を採用した市内・町内の事業所に支援することを決めてございます。ですから登米市では、県の15万円と登米独自の30万円で45万円の交付になるのではないかと思いますが、こういうことをあるところでお話しする機会がありまして、多賀城市内のある企業の方は、従業員の高齢化もあり新卒を雇いたいけれども、現状の不況下では、人件費を考えると二の足を踏んでしまうんだというようなお話をしていらっしゃいました。

塩釜管内の来春新卒の求人数は、10 月末で 149 人、前年比から 105 人減り、42%も落ち込んでございます。本来なら晴れがましい社会への門出であるはずの高校卒業のときに、自分の行き先が決まらない、そんな生徒たちの心情を思うと、多少なりとも政治にかかわる者として、大変つらい思いをいたしました。厳しい不況の影響をもろに受けている多賀城市内に住む来春高校卒業予定者が市内の事業所に就職したときに、その事業所とそこで頑張ろうと決めた若者を応援する仕事は自治体として必要と思いますが、お答えをお願いいたします。

二つ目の質問は、奨学金拡充の質問です。

この間、私どもは、多賀城市でも近隣自治体同様、奨学金の拡充をすべきと再三提案をしてまいりました。高校生の修学支援を求める国民の大きな世論と運動の高まりの中、新政権で高校授業料無償化の動きが出てきたことは喜ばしいことであります。しかし、高校生には部活費や通学のための交通費など授業料以外の負担が重くのしかかってまいります。とりわけ宮城県では全県1学区制のもとで交通費がかさむことも懸念される状況にあります。

私は先日こんな相談をされました。近隣自治体に住むある御家庭で、父親がリストラをされ、自営で仕事を始めたけれども、うまくいかずに、高校に行っている息子の授業料を滞納してしまったそうであります。息子は学校からの督促に「自分もアルバイトをして頑張るから」と言ってアルバイトを始めましたが、ある日、バイトに行くと言って出かけたまま帰ってこなかったそうです。自殺をしてしまったということであります。その原因はさまざまあったでしょうが、その一つにお金の問題があったのは確かです。このようなことが多賀城市にも起こらないように、奨学金の制度をしっかりつくっていく必要が今だからこそ望むものでございますが、いかがでしょうか、御返事をお願いいたします。

3 問目の質問は、ワクチンの公費助成についてでございます。各種ワクチンの公費助成について伺います。

まず、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を伺います。新型インフルエンザが少し収れんをされ、季節性インフルエンザの流行が心配されています。この季節性インフルエンザの死亡例のほとんどが高齢者で、細菌性肺炎が多く、原因として最も多いのが肺炎球菌だと言われています。このために現在、高齢者に肺炎球菌ワクチンの公費助成を進めている自治体が増加しております。

ことし 10 月 20 日付の朝日新聞には、長野県波田町という町で、季節性インフルエンザの流行が大きかった 05 年にインフルエンザによって重症肺炎を起こす高齢者が続出し、波田町で唯一の総合病院の救急ベッドが満床になり、町外の医療機関に受け入れを頼まざるを得なかったことを契機として、06 年から 75 歳以上を対象に肺炎球菌ワクチンの導入をいたしました。ワクチン 6,000 円のうち 2,000 円を助成したそうですが、その効果が大きかったと報じております。接種率は 45%ですけれども、75 歳以上の方の肺炎の死亡率は、05 年の 15.2%が、08 年には 5.9%に減り、肺炎の入院患者は 75 歳から 79 歳で 7 割減ったとあります。この事実は、入院費用の削減にもつながり、「重症化を防ぐ意味でワクチンの効果は大きい」と波田総合病院の清水幹夫救急総合診療科長は語っています。

肺炎は、日本人の死因の第4位であり、季節性インフルエンザでは最も多く見られる合併 症でもあるそうです。このワクチンの助成をしている自治体は、全国で現在 167 市区町村 になります。昨年9月に比べると2倍以上にふえたそうであります。本県でも、白石、登 米、東松島、石巻ほか六つの町が実施しています。季節性インフルエンザのワクチンとあ わせてこの肺炎球菌ワクチンの接種をすることで重症化を防ぐ効果がより高まることも指摘されています。本市においても、実施の方向に向けて調査、準備をするべきと思いますが、いかがでしょうか。

ワクチン二つ目の質問は、子供の細菌性髄膜炎の予防ワクチンについて伺います。

このワクチンの問題については、さきの議会の決算委員会で根本委員が触れておられます。 私の問題意識も同じところにありましたので、一般質問をさせていただきました。

子供の細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンが任意接種できるようになりました。毎年小さい子供の命を奪っている最も怖い感染症が細菌性髄膜炎でございます。細菌性髄膜炎とは、菌が血液を介して脳を浮かべる髄液の中に侵入し炎症を起こす病気でございます。抗

生物質でしっかり治療しても、難聴やてんかん、発達障害などのさまざまな後遺症が 20% ぐらい残ります。また、菌の勢いを抑え切れない場合は 5%の子供が死亡すると言われています。このように怖い病気であるのに早期発見が大変困難であることが大きな問題とされ、さらに最近は、この菌には抗生物質の効きにくい耐菌性の増加が深刻となってございます。日本では年間 1,000人ぐらいの子供がこの細菌性髄膜炎にかかっていると推測されています。また、この細菌性髄膜炎の 6 割以上がヒブという菌によって起こるとされております。しかし、この菌にはワクチンが有効であり、世界的にはもうこの菌は 15 年以上前からワクチン接種をしているために、世界的にはヒブによる髄膜炎はすっかり過去の病気となっているのであります。日本ではこの意味では大変な後進国と言わなければなりません。

日本で今回できるようになったワクチンは、生後2カ月から受けられ、合計4回受けなければならないようです。このワクチンは、1回7,000円から8,000円、4回接種で約3万円かかります。経済力の弱い家庭、若い御家庭は余り経済力強くないと思いますが、必要性を感じていても高価なためにためらわざるを得ないという状態にあります。全国的には東京都の4区1市、そして九つの県で20市町村で助成をしてございます。細菌性髄膜炎から子供を守る会では、ことし5月、公費によるワクチンの早期定期接種を求める集会を開き、約5万6,000人分の署名を国会に提出しました。厚労省は今後の接種状況を見て決めることにしていると言います。もちろん国が定期接種の方針を出すべきですが、多賀城市でも検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、大きく3問についてお答えをお願いいたします。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目の乳幼児医療費助成のさらなる促進について県に強力に働きかけをされたいという 御質問ですが、少子化対策が求められる中、乳幼児医療費助成制度は少子化対策の重要な 施策の一つと考えており、これまでも機会あるごとに国や県に対して要望しておりますが、 これからも働きかけてまいります。

また、助成対象年齢の引き上げを検討されたいという御質問ですが、平成 21 年 4 月から通院に係る医療費の助成対象を義務教育就学前までに拡大したところでございます。 さらなる助成の拡大につきましては、多額の財源を必要とすることから大変難しい現状ですので、御理解いただきたいと思います。

次に、奨学金制度と高校生の修学支援に関する御質問についてでありますが、まず、奨学金制度の拡充につきましては、平成 15 年以降、小林議員、佐藤議員等からたびたび御質問いただいておりますが、現在のところ市独自の制度をつくる予定はございませんので、御理解を賜りたいと思います。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度、また、宮城県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付事業の教育支援費につきましては、平成 21 年 10 月から利用要件が大幅に緩和されて利用しやすくなったことから、本市といたしましては、現在のところこれらの制度の利用について紹介していきたいと考えております。

次に、高校生の就労支援についてでございますが、10月末現在の新規学卒者の求人・求職者の状況を見ますと、宮城県内全域では求人が3,091人、求職者が3,843人と、求人が少ない状況となっていますが、ハローワーク塩釜管内では、求人が149人、求職者が62人で、求人が求職者を上回っている状況となっております。しかし、塩釜管内の内定率は33.9%と高くはありません。これは管内では製造業の求人が多いものの、就職の希望は仙台市内などの事務職や販売業が多いためで、市内高等学校の新規学卒者でも同様の傾向が見られるようでございます。このように雇用問題は求人と求職のバランスの上に成り立っていますので、広域的な範囲の中で取り組みを行わなければ有効に機能しない問題もございます。登米市では独自に交付金を支給するようですが、本市と登米市の地域性の違いから、おのずと対応は異なってまいります。

政府は、先週12月8日に「あしたの安心と成長のための緊急経済対策」を閣議決定し、(仮称) 重点分野雇用創造事業の創設など、緊急雇用創造プログラムの拡充等を検討するようですので、その状況等も考慮しながら、今後検討させていただきたいと思いますので、御理解願います。

次に、肺炎予防ワクチンについてでございますが、病気による死亡原因の4番目は肺炎と 言われております。高齢者では、細菌である肺炎球菌による肺炎が全体の約4分の1を占 めており、高齢者や慢性疾患のある方が季節性インフルエンザなどに罹患した場合、二次 感染で肺炎により重症化するおそれが高くなると言われております。

そのような中、今般の新型インフルエンザ流行に伴い、高齢者の肺炎予防に肺炎球菌ワクチンの効果が期待できるという認識が高まり、県内でもこのワクチン接種に公費助成をする市町村がふえてきていることは承知しております。しかしながら、このワクチンは、1回の接種で5年間効果があり、接種者の約8割に重症化予防の効果が期待できると言われている反面、軽いとはいえ副反応が75%に見られるというデータもあり、安全性に問題が残っているとも言われております。また、現在供給されているワクチンが輸入製品のみであることから、安定供給にも課題があるものと思われます。さらに、このワクチンの接種は任意でもありますので、現時点では公費助成は考えておりません。

次に、2点目の細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンについてでございますが、平成 21 年第3回定例市議会の決算特別委員会で根本議員からも御質問、御提言をいただき、調査を 進めているところでございます。

細菌性髄膜炎は、細菌が脳に感染する重症の感染症であり、国全体で年間約 1,000 人の子供が罹患し、その約 5%が死亡、約 20%に後遺症が残ると言われております。その主な原因となる細菌が肺炎球菌とその頭文字から「HIB(ヒブ)」と言われる細菌で、子供の罹患者の約 6 割はヒブが原因と言われております。

御質問のヒブワクチンは、この感染症予防に効果があることから多くの国々で導入されております。日本においても昨年 12 月から接種が可能となったものの、接種費用が 1 回約 8,000 円前後、乳児から接種した場合は 4 回の接種が必要となり、全部で約 3 万円前後かかることであるため、国内で公費助成が徐々に広がっていることは承知しております。この 10 月には、宮城県小児科医会から公費負担の要望書も本市に提出されました。しかしながら、このヒブワクチンも輸入製品に頼っており、申し込んでも接種まで 1 年待ちの医療機関もあるなど、安定供給の確保に課題があります。さらに、こワクチンの接種後、任意でありますので、現時点では公費助成は考えておりません。

なお、11月20日の全国市町会理事評議員合同会議によって医療制度改革に関連する決議 がなされ、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの定期予防接種への位置づけ、啓発や接種 費用の軽減措置等も盛り込まれたことから、今後の国の動向や県内の状況等を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(石橋源一)
- 2番佐藤惠子議員。
- ○2番(佐藤惠子議員)

順番にします。

県には強力に、本当に恥ずかしいんですよ、県、三つしかないんですからね、全国で、通院の補助が2歳児までなんていうのは。何をやらなくても、もうちょっと上げるべきだっていうふうに私は怒っているんですけれども、本当に。たった3県しかないんですよ、その中の一つですよ、宮城県は。知っているんでしょうかね、村井さんは。もう一回頑張るって言ってください。

それから、多賀城市独自の上乗せという点では、県がしてくれればその分上乗せになるのかなっていうふうな感じもしますけれども、ちょうど若いお母さんと私、話ししたときに、この方、余り、うまく表現できないけれども、多賀城がいいって、ただ単に思っているだけの話で、実際はやっぱりどこでもやっていて、それで14回の妊婦健診も全国的にやられているということは全く知らないで、そういうふうに単純に喜んでいたんですが、私もそこは訂正する必要がないので訂正しませんでしたけれども、「よかったね」って言ってきたんですけれども、やっぱりそういう情報が子供を産んで育てようと思うような人たちは、経済力にかかわらず住むところを選びながら住んでいるんだなというふうにそのとき思ったんです。

ですから、やっぱり独自に上乗せをしていくという方向を、今すぐ出さなくてもいいから、検討を、県にもぎりぎりやらせながら、多賀城市でも本当に頑張っていかないと、多少出生率は多賀城は上向きになっていますけれども、もっともっとたくさんに住んでいただくという点では頑張るべきだというふうに思いますので、あわせて市長の決意をもう一回お願いします。県には絶対、お友達なんですから、市長は村井さんと。頑張らせてくださいよ、本当に。だって、あの知事選で恥ずかしくなかったかなと私は思いますよ、下から45番目だか46番目で。全く本当に許されない状態だというふうに思います。

それから、高校生の奨学金の問題は何回も言っていて、私のごく直近の質問、市長が市長になられた1回目の議会で質問した、奨学金の拡充の問題をしましたけれども、それと同じ回答でございました。なかなか使いづらいという点では成績の問題やらありますので、ぜひ市独自の奨学金を考えてほしいと。そんなに、外部資金というものを利用すれば利子の補給の 100 数十万円で済むのだから、子供たちに2万円なり3万円なりの親への援助、子供たちへの援助として考えていただきたいということを何回もお願いしております。今もにべもないお返事でしたけれども、つい最近私がお聞きした話では、大変その督促も激しくなっていまして、高校の授業料の。どこの高校だかわかりませんよ、どこの自治体かもわからないんですが、言いませんけれども、うんと激しくなっていまして、子供もつらい思いをしているということで、「頑張るから」と言ってバイトを始めたけれども、さまざまないろんなことがあってみずから命を絶ってしまったということがあったようです。親はとても悔いていまして、自分のふがいなさを悔いていましたけれども、そういうことがそんなに起こることではないだろうと思うけれども、その人の命はその人だけです、そういうことがないようなことをつくっていくというのが政治の務めであるというふうに私

は思いますので、奨学金もあわせて本当に真剣に考えていただきたいというふうに、真剣に考えているって言うんでしょうけれども、現実にそういう方が多賀城でなくてもいらっしゃるということを受けとめていただきたいというふうに思います。これもあわせて、同じ返事でもいいですから、またお返事をください。

それから、就労支援ですが、求人の方が多いんだというような話でした。しかし、新卒の 高校生はなかなか就職できないという点で、これは現実なんだと思うんです。県はその点 では重くそういうことを考えながら 15 万円の交付金を決定したと。 各自治体もそれなりに 考えて対応しているということで、たまたまけさ、河北と朝日に同じ「高卒者の雇用、て こ入れ懸命」という朝日新聞の大きな見出しと、それから河北は「奨励金が求人に即効の 効き目がある」というようなことで載っておりました。朝日の新聞の中身で、高校3年生 の談話が載っております。「今は何でもいい」という表題で載っているんですけれども、 内定がもらえない生徒たちはどんな思いでいるのか、匿名を条件に石巻市立女子商業高校 の3人に話を聞いたそうです。Aさんは「落ち込みそうになるが、気持ちを切りかえて、 一般常識の勉強をしたり、先生からの面接のための実地指導を受けたりしている。企業に 求人の余裕がないことは理解できるが、少しでもいいから仕事を私たちに分けてほしい」、 こういうふうに言っているそうです。それからもう一人は、「初めは職種を選ぼうと思っ ていたが、今は何でもいいからという気持ち。年内に決まらなければ年明けからはハロー ワークで一般の求人にも応募しようと思う」。もう一つの方は、「姉が3月ぎりぎりに内 定が決まったので、何とかなるという気持ちもあるが、私だけではなくて親も内心焦って きていると思う」、こんなふうに話しております。

そういうことで、子供の気持ちをおもんぱかると、これも大変哀れというか、そういう気持ちにならざるを得ません。今、求人は多いんだっていうことだけれども、高校生は学校に来た求人を今のところ対象としています。ハローワークには今のところ行っていないですよね。ですからもうどうしようもなかったらハローワークに行って仕事探しをするということなんですが、そうしたときに、多賀城市内の求人に対して求職を出したところが新卒者を雇うという条件のところでいろんな恩恵も設けている、もう早目に設けている自治体なんですけれども、多賀城は今からでもそういうことに手を打つということが可能ではないのかというふうに思いますが、それもあわせて御返事をお聞かせください。

それから、ワクチン二つです。

さっき、どちらも市長は、ワクチン不足で、手配しても時間がかる、1年ぐらいかかるとか、いろいろおっしゃっていましたけれども、時間がかかるのはワクチンの定期接種を決めたということと何の理由もないのではないかと思います。定期接種はしましょうと、そして、する方には幾らかでも補助しますよということは、そのワクチンがあればいいけれども、外国で今やっていますから、すぐ緊急に右から左ということがもしなかったとしても、じゃあそれが来たときにやりましょうねとか、そういうことになるのではないでしょうか。だから、ワクチンの供給量が少ないということはちょっと定期接種の理由にはならないのではないかなと私は思って聞いたんですが、この点は理由になるんですか、ちょっと解明してください。

それで、高い費用が本当にあるのにもかかわらず、ヒブワクチンは今お母さんたち一生懸命やるような方向になっているんだそうです。やっぱりうまくいかないと後遺症が残るという、そして死につながる病気だという点では、若い親も心配が、情報が広がるにつれて、そういうことでは接種率がふえているというふうに言われていますので、ぜひ調査とか研究を進めていただいて、実現できるような方向性で検討をしていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。

○市長(菊地健次郎)

随分いろいろとこまいもんで、ちょっと漏れるところもあるかなと思います。

乳幼児医療の関係でございますけれども、県の方に2歳児まで頑張るように言うようにということでございますが、これは幾らお友達でもお金の件は別でございまして、やっぱり県の方もかなり厳しい状況だっていうのは察していただけるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、小学校 2 年生まで多賀城市で実施した場合には約 4,000 万円かかると。 4,000 万円ですよ。大変なお金でございます。ちょっと今のところ難しいということだけ申し上げておきたいと思います。

独自の奨学金をということでございますけれども、高校生ですね、高校生の関係は、政権 交代で今度高校の授業料が無料化するということもございます。ちょっと独自の奨学金は 今のところ多賀城では考えておりませんけれども、そちらの方の高校の授業料が無料化に なるということも受けとめなければいけないんではないかなというふうに思っております。

それと、就労支援ですが、先ほども申し上げましたように、この地区では求人数が 149名、求職者が、職を求めている人たちが 62名ということで、そのうち就職できた者が 21人という状況です。ですから、求人倍率が 2.4倍あるということで、なかなか自分の望むところがないというミスマッチになっているところが多いわけでございまして、その辺の現状を……。昔ですともう、私らのころですと、もう中卒で望むべくもない、全く環境がもうわかんないようなところにでも就職していたという状況とはかなり違ってきているというのも現況ではないかなというふうに思います。

ワクチン関係については保健福祉部長からお答えさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長(石橋源一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(内海啓二)

ワクチンの関係につきましてお答えさせていただきます。

先ほど流通が少ない云々の関係については理由にならないということだったわけですけれども、そういった見方もできるかと思いますけれども、やはりそもそもこういった病気に対する対応そのものが、要するに多賀城市が独自で決める云々というふうな形にはどうもならないような感じがしております。あくまでユニバーサルサービスとしてこれはきちっと国の方で方向を示して、それで財源の負担、その費用の負担をどのようにするかというふうな部分は制度としてやはり決めていく性質の事柄なのかなというふうな感じをしております。

具体的にその流通がどうというふうな形で明確に掌握しているわけではございませんけれども、先ほど市長からお答え申し上げましたように、体制が十分国内で整っていないというふうな状況、これはことしの新型インフルエンザの関係ともよく似ている状況かと思い

ますけれども、そのようなことからこのようなお答えをさせていただいたということでございました。

○議長(石橋源一)

佐藤惠子議員。

○2番(佐藤惠子議員)

ちょっと福祉部長、ユニバーサル……国でちゃんとするべきだというようなことを言って しまったら、先にやっている自治体は、一体私たち多賀城は住民をどのように考えてんの っていうふうに言いたくなりますよ。そういうふうに言っちゃいけないのではないかと私 は思うんですが、やっぱり住民大事だなと思うから、国の制度はないけれども、先駆けて サービスしますよっていうのが自治体の精神じゃないですか。そういう答弁はちょっと変 でないかなと思うんだけれども、いいんですか、このままで。

それと、もう一つです。ワクチンは足りないけれども、厚労省は輸入の枠を決めたりなんだりするのに国民の接種率の動向を見ていると言っていました。たくさんやるようであればどんどん輸入するような働きかけをしていくんだろうというふうに思いますが、しなくてもいいやということになれば、それはそれで国の制度は動かないというふうに思うんですが、この点に関して答弁をもう一回求めます。

それから、奨学金は高校授業料無料化が無料というか低いところにおさまればいいなというふうに私も思います。しかし、高校は部活だ何だと社会性も一緒に養うというところではお金もかかりますし、まして宮城県では県内1学区ということで、自分の近くの高校とかそういうことにどうもならない、入れる高校に入るということであれば、遠くに行ってしまうということもありますし、通学費なんかがうんとかさむということが予想されております。そういうことではやっぱり今の現状の社協の 5,000円というのはひどいのではないかと。ほかはみんな2万円とか3万円ですよ、この近隣。ですから、それもう一回、今返事はいいですけれども、ぜひまないたの上に上げて考えていただきたいというふうに思います。

それから、子供の無料化促進なんですが、2歳だと 4,000 万円、小学校 2 年までね。そうすると 1 年生までだと単純で 2,000 万円。県に 1歳でもかさ上げしてもらえばもっと安く済むと私は瞬間的に思いましたけれども、それもあわせて、市長は頑張ると思いますので、御返事はいいですけれども、そういうふうにとらえながら全力で頑張っていただきたいと思いますが、最後のワクチンの件で、部長。

○議長(石橋源一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(内海啓二)

決算議会だったと思うんですけれども、根本議員からの質問がございまして、あの時点で 私はヒブワクチンについては認識ございませんでした。それでいろいろ勉強させていただ きましたけれども、我が国の状況それ自体がどうもやっぱりおくれているというふうな形 は認識させていただいております。要するにこれほど子供の障害に深く関係があって、そ れでいわゆる対応自体がある一定の年齢にきちんと対応しないと非常にそういった発達障 害に及ぼす影響が大きいというふうな感じでは、非常にリスクが大きいんだろうというふ うな認識は持たせていただきました。 そういった意味で、自治体としてじゃあどこまでできるかというふうになるかと思うんですけれども、先ほど来お答えしているように、現在の財政の状況からすれば、なかなかそういったものは難しいということで、国の方にそういった部分をしっかりと求めてまいりたいというふうな形で、先ほど市長の方からお答えさせていただいたということでございます。

○議長(石橋源一)

ここでお昼の休憩といたします。 再開は午後1時です。

午後0時15分 休憩

午後1時00分 開議

○議長(石橋源一)

再開いたします。

1番柳原清議員の登壇を許します。柳原議員。

(1番 柳原 清議員登壇)

○1番(柳原 清議員)

私の質問は、4問です。

第1問目は、保育所待機児童解消についてです。

担当課によれば、当市の待機児童は現在 138名であり、増加しているとのことです。宮城県内の待機児童は、厚労省の資料によれば、県と仙台市合わせて 1,131名と、多くの方が保育所の入所を待っております。10月25日、投開票で行われた宮城県知事選挙で再選された村井嘉浩知事は、マニフェストで次のように公約されております。「働きたいと思っても保育所などがいっぱいで入所させることができない保育所入所待機児童が増加しており、緊急に取り組まなければならない課題です。保育所は市町村が中心となって整備しますが、私としても市町村と力を合わせ、これからの4年間で待機を解消することに全力を挙げます」と、このように述べ、保育所待機児童ゼロを公約されております。私も全く同感でございます。

当市においても、待機児童ゼロを目指すために具体的な計画が必要であると思いますが、当市の待機児童解消の方針について伺います。

2問目は、特別養護老人ホームの待機解消についてです。

特別養護老人ホームの待機者は、県内で1万人を超えることが報道されておりますが、市内にある多賀城園でも、定員54人に対して、12月1日現在639人の申し込みがあるそうです。

村井知事はマニフェストでこう述べております。「今後も高齢者の人口は増加することとなり、特に特別養護老人ホームの利用を希望している方が1万人を超えている現状になっています。私も施設になかなか入所できないためにつらい思いをされている方々にたくさんお会いしており、この状況を解消していくことにしっかりと取り組んでまいりたい」と述べ、平成25年までに特別養護老人ホームに入所が必要な待機者、約2,000人分の待機者数をゼロにしますと、こう明確に約束されております。宮城県議会11月定例会で、遠藤

いく子県議が「特別養護老人ホーム整備促進のための独自の施策を講じるべき」との質問に対し、知事は「市町村における施設サービス利用見込みに基づく事業者の方々の積極的な取り組みや、それを支援する県の施策が必要」と述べ、県単位補助事業と介護基盤整備臨時特別特例基金事業によって特別養護老人ホーム整備の動きが加速しており、今年度と来年度で 1,000 床を超える整備が見込まれていること、県で施設の開設準備経費の一部助成、用地確保については、「県有地や市町村有地の有効利用について、相談があれば積極的に対応してまいります」と、特別養護老人ホーム建設に積極的な答弁をしております。この機会を逃さずに、市としても早く手を挙げて、特別養護老人ホームの待機解消を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3問目は、留守家庭児童学級の過密解消についてです。

私の今年第1回の定例会でも定員の2倍を超える児童が利用している施設が三つあるとお聞きしましたが、9月の決算特別委員会で、森委員からも「多賀城小学校の杉の子学級が子供がいっぱいで大変だ」という質問もございました。担当課長は「22年以降の次世代育成後期計画の中で何とかこの辺解消を図っていきたい」という前向きな答弁でございました。過密解消の方策についてお伺いいたします。

最後の質問は、非核平和都市宣言についてです。

アメリカのオバマ大統領は、ことし4月5日、プラハで「米国は核兵器のない、平和で安全な世界を追求していくことを明確に宣言する」と述べ、核兵器の最大の保有国アメリカが、核兵器のない世界、核兵器廃絶を国家目標とすることを初めて明示しました。また、演説は、「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある」と述べ、広島・長崎での核兵器の使用が人類的道義にかかわる問題であったことをアメリカの大統領として初めて世界に表明するとともに、その立場から核兵器廃絶に向けた責任について語りました。この演説は、全世界で驚きと大きな共感を持って迎えられ、核兵器のない世界へ向けての機運が大きく高まっています。

非核宣言自治体とは、核兵器廃絶や非核三原則を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体のことです。現在、日本の自治体のうち80%以上がこの非核宣言を行っております。最初の非核宣言は、1980年にイギリスのマンチェスター市で行われました。その後、この宣言運動は世界に広がり、日本でも1980年代からこの非核宣言を行う自治体がふえ続け、12月1日現在、1,497自治体が宣言を行っております。県内では塩竈市、仙台市を初め、24の自治体で宣言を行っております。

核兵器廃絶という国際的な事柄を1自治体が宣言することに疑問を覚える方もおられることと思います。しかし、自治体の役割は、市民の福祉の向上と市勢の発展でありますが、その中でも最も大切なことは、住民の安全・安心の確保であります。これを脅かす一番のものは戦争であり、核兵器ではないでしょうか。多賀城市が、日本国憲法の平和理念に立って非核三原則の完全実施を願い、すべての国の核兵器の廃絶と軍備の縮小を希求し、世界平和を願う、こういう趣旨の非核平和都市宣言を行うことは大きな意義があると考えます。ぜひ非核平和宣言をされるよう求めるものであります。

以上4点、市長の答弁を求めるものであります。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

柳原議員の御質問にお答えいたします。

本市の待機児童の内訳は、児童の約8割が3歳未満児で、現在の公立・私立保育所の3歳未満児受け入れ枠を大幅に超えていることが待機児童増加の大きな要因です。今後の見通しについてですが、平成21年度中に私立保育所1カ所の建てかえと、平成22年度中に私立保育所の建てかえと新設がそれぞれ1カ所予定されております。このことにより、合わせて90名の定員枠が拡大されますので、一定数の待機児童の解消につながるのではないかと考えております。

今後は、これらのことを十分踏まえた上で、より一層の入所調整を図り、待機児童が一人でも多く解消できるよう努めてまいります。

2点目の特別養護老人ホーム待機解消についての御質問でございますが、本市の第4期介護保険事業計画における施設整備計画では、平成21年度に定員29名の小規模特別養護老人ホーム1カ所、平成23年度にさらに定員29名の小規模特別養護老人ホーム1カ所、定員18名のグループホーム1カ所の開設を予定しております。平成21年度の計画分につきましては、社会福祉法人である民間事業者が来年7月に栄一丁目地内に特別養護老人ホームを開設する予定で、現在事業が進行しております。また、平成20年4月に宮城県が実施した特別養護老人ホーム待機者調査における多賀城市の待機者は126名で、そのうち82名は老人保健施設やグループホーム等へ入所しながら特別養護老人ホームへの入所を待っている方々でございます。残りの44名は自宅待機者で、そのうち施設入所者が必要な中度及び重度者の方々は37名であり、数的に見れば第4期計画期間中に少なくとも在宅の待機者は解消されると予想されます。

宮城県の特別養護老人ホーム整備計画の 2,000 床については、本市の考え方と同様に、県内の在宅の中・重度者の待機解消を図るものですので、本市としましても宮城県とも連携して今後も待機者の解消を最重要課題として取り組んでまいります。

次の留守家庭児童学級の過密解消についての御質問ですが、これまでも保護者の就労支援等のため待機児童を出さないよう受け入れてきた結果、御指摘のとおり施設によっては過密な状態にあることは認識しております。現在、次世代育成の後期計画を策定する中で、今後何力所程度が必要なのか、また分級に当たっては、既存施設の中で転用が可能なものがないのかなど、過密解消のための検討をしておりますので、御理解願います。

次に、4点目の、本市も非核自治体宣言をされたいとの御質問ですが、近年では、北朝鮮が核実験を強行し国際社会に大きな脅威を与えました。このような核兵器拡散の動きは非常に危惧されるところでございます。

我が国は、御承知のように「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を国会で決議し、これを堅持していく立場を表明しております。多賀城市は非核自治体宣言を行っておりませんが、地方自治体として国の方針を尊重した対応をしていかなければならないと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(石橋源一)

柳原議員。

○1番(柳原 清議員)

まず1点目、保育所待機の問題ですが、今年度と来年度で建てかえ2カ所と新設1カ所で90名の定員が増加するというお答えがございました。定員がふえるというのは大変うれしいことでありまして、大変当局の方も保育所建設の支援の方、引き続きお願いしたいと思うんですけれども、私、全体としての定員は90名ふえるわけですけれども、今、西部地域で特に人口増加で若い人がふえていまして、保育所に入れないという方が大変ふえております。新しくできるところが近くにあればいいんですけれども、例えば新田から下馬の保育所に行ってくださいとか大代の保育所に行ってくださいと言われても、これはちょっとなかなか通うのは大変な面もありますので、ぜひ西部地域で通えるような保育所が欲しいと思っているんですが、この点はやはり子供を産んで育てる環境を整備するということがこれからの少子化対策としても非常に重要だと思いますし、住んでもらうということで人口をふやして少子化を食いとめるという、こういう意味もありますので、西部地域の保育所の待機解消に今回の保育所新設、建てかえで定員がふえるということがどの程度役に立つのかということを、もっと1点目お聞きしたいと思います。

あと、特養の待機の件なんですけれども、これは市で調査したところ、 126 名中、自宅で待機している方が 37 名ということでございましたけれども、この計画の中で民間の保育所が建ててくださるというのを待っているということも大事だと思いますけれども、今、県の方でもそういう特養の待機解消に向けて全力で頑張るということも言っていることもありますので、これは市としても積極的に手を挙げていただいて、例えば私、きのう丸山の公務員宿舎の跡地にちょっと行ってきたんですけれども、今あそこ更地になりまして、草ぼうぼうで水たまりができているという状況でございました。これはまだどこも買い手がついていないという状況でありまして、大変広い土地があいておりました。ぜひこういうところも売れる前に市で手を挙げて、そういうところに特養であるとかいろんな公共施設をつくるということも一つの方策として考えられるんではないだろうかということも思いますが、この公務員宿舎の跡地なんか利用するという考えはございませんでしょうか、これちょっとお聞きいたします。

あと、3点目の留守家庭児童学級、今12月ですので比較的落ちついていると思いますが、 来年の4月に新1年生が入ってまいりますと、これはまた大変な状況になってまいります。 2倍を超えるような子供たちが入るということになりますので、ぜひこれは何とかそれまで に分級ですとか施設を建て増しするとか、何とかこれはそれまでに解消のめどを立ててい ただきたいと思います。

また、最後の非核平和自治体のことでありますけれども、自治体としても国の政策を尊重していきたいというお答えでございましたけれども、これは宣言をするということには財政的な負担はかかりませんので、ぜひ検討していただきたいとは思うんですけれども、今アジアに目を向けますと、ことし7月にはアメリカも東南アジア友好協力条約(TAC)というのに加盟を表明しまして加盟いたしました。11月に開かれた東南アジア諸国連合(ASEAN)の10カ国の首脳会議でオバマ大統領は「核なき世界に向けた努力で協力していく」という共同声明も発表しております。ヨーロッパはどうかといいますと、ドイツのウェスター・ウェレ外相が「アメリカに核兵器の撤去を求める」と、こういう声明を発表しております。この12月の2日には国連総会で核廃絶に向けての決議が171の国の賛成で可決されましたが、これは9年ぶりにアメリカが賛成に転じて共同提案国に加わるという大きな変化も起きております。また、来年5月には、核不拡散条約(NPT)の再検討会議がニューヨークで開催されます。核兵器に依存するということは、逆に自分たちが核兵器を持ってどこが悪いと核の拡散につながることにもなりますので、自治体が非核宣言を行うということは大変意義のあることだと思いますので、ぜひこれは研究をお願いしたいと思います。

保育所と特養と留守家庭について、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。

○市長(菊地健次郎)

保育所については、浮島と大代が建てかえと新設ができるということで、西部方面のことを大分気にされておりましたけれども、その辺、浮島の方でカバーできるんではないかなというふうに思います。

どう変わるかちょっと分布図みたいなものもということだったんですけれども、それは保 健福祉部長の方から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

それから、特養ホームの関係で丸山の公務員宿舎の件を出されておりましたけれども、あそこの場所は多賀城市に買いませんかという話が前にあったんです、実をいいますと。ですから例えば天真小学校をじゃああそこに建てようかとかということもちょっとありました。でも、今あそこを買って、多賀城市でどうこうするという目的もなしに買ったんではとても、七小ですか、七小の用地も買って、そのままの状態でございますし、今のところ買ってどうこうするという予定はございませんので、その辺は御了解いただきたいと思います。

留守家庭に関しましては、何とか解消のめどを立てるように分級も視野に入れながら考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長(石橋源一)

部長。

○保健福祉部長(内海啓二)

施設の偏在という形では御指摘のとおりかと思います。

ちなみに、あかね保育所の待機の状況をお話し申し上げますと、12月1日現在であかね保育所は38人の待機者が現在ございます。そのうち、先ほど3歳未満児のところでお話し申し上げましたけれども、38人のうち、3歳未満児のところでは25人というふうな状況でして、確かに西部地区の待機児童が多いということは、施設が偏在していることもその影響があるのかなというふうに思っております。

ただ、定員の枠そのものにつきましては、必ずしも定員対入所者の対比が 100%ではございませんので、なかなかおっしゃるとおり西部から大代にというふうな話になると、かなり無理がございますけれども、例えば車で送り迎えするとかというふうな形で対応できれば、多少その辺の緩和は図られるのかなという感じに思っております。

ただ、施設が西部地区に非常に少ないということについては認識してございます。

○議長(石橋源一)

柳原議員。

○1番(柳原 清議員)

保育所、西部地区に少ないということでは認識が一致しているということなんで、これは 引き続き頑張っていただきたいと思います。 留守家庭の方は何とか解消を図っていきたいということなので、これもよろしくお願いい たします。

特養で先ほど丸山の公務員宿舎跡地、これはすぐ使う計画はないという答弁でしたけれども、そうしたら、ぜひとも使える計画を立てていただいて、これはこういうのに使いたいのでぜひとも欲しいということで、そういうふうな前向きな計画をぜひつくっていただきたいなということで、これは要望にしておきたいと思います。

以上、答弁は要りません。

○議長(石橋源一)

次に、4番伏谷修一議員の登壇を許します。伏谷議員。

(4番 伏谷修一議員登壇)

○4番(伏谷修一議員)

通告どおり3点について質問いたします。

先ほど佐藤惠子議員からも同様の趣旨の質問があり、また、答弁については前向きな回答ではありませんでしたが、モチベーションを上げて私なりの所見を述べていきたいと思います。

最初の質問でございますが、現役子育て世代の保護者の教育費負担が家計を圧迫している という声が年々高くなっています。こうしたことから、子供たちが将来の目標をかなえる ために基金を設立し、奨学金制度の確立を求めるものであります。

先般の衆議院選挙の争点にもなりました現政権の子ども手当には、全く政治に関心を示していなかった国民にも何らかの媒体を通して伝達され、興味を持ったことは明らかであります。公約どおりであれば、確かに中学卒業時まで毎月2万6,000円受給されれば、総額は468万円になります。メディアなどの報道では、各種控除制度を停止させ、振りかえることについては相当の不安を覚えるものです。

先日の一般会計補正予算において減額された子育て応援特別手当支給は、少子化へ対応した第二・第三子への対象であるにもかかわらず、今後の子ども手当への財源というのは、 第二子以降への取り組む趣旨を理解しておらず、十分な分析も行わずに停止させたことは 疑念を抱くところでございます。

未就学児、小中学生、高校生と各世代の保護者と子育てについて話す機会が私は多く、昨今の経済状況から、特に義務教育を終了した子供たちの保護者からは、前述したように、子供にかけるお金、特に教育費が家計にとっては相当重くのしかかっているという意見が大多数でございます。ここ数年、私立高校への授業料滞納者もふえ、退学を余儀なくされる事態も相当数起こっているのが現状でございます。県内においては、多くの自治体が学資援助のための奨学生制度を設けておりますが、そこにはおおむね年額、高校生では20万円前後、大学生は45万円前後であるようでございます。申請の資格内容についても、品行方正にして学業成績が優秀、経済的理由による就学困難であることが条件として挙げられております。

今回の質問の趣旨は、他自治体同様の奨学生制度を本市に設けるべきであるという見解もその一つにはあるのですが、奨学生制度のもくろみを子供たちの目標をかなえる近道とするのが目的の一つです。中学 2 年生は数日間、市内のスーパー、ホームセンター、または農業生産者を初め各種業態へ働き手として体験学習を行っております。この体験学習を契

機に、将来の職業を真剣に考える生徒も多くなってきているとのことです。数年前に出版された「13歳からのハローワーク」は、希望の職業につくために何をやるべきなのかという気づきを促すための本として話題となりました。我々の中学時代に行われた進路指導は、偏差値の高い高校に入学することが重視で、職業の選択としては工業、商業、農業といった高校への進路選択であり、現在は専門性を持ったカリキュラムの私立高校への入学を希望する生徒も多いことも事実ではございます。

企業が求める人材はその時代ごとに異なり、短期大学の減少も著しく、情報処理や公務員 を視野にとらえた専門学校への入学も顕著に増加していることを考慮すれば、時代に即し た奨学制度のあり方を本市発で推進するべきであると考えます。

また、同時に、学業成績の項目を、才能を重視した生徒への制度、文化・芸術など門戸を 広げていくことが新しい時代の担い手に必要であると強く感じるところであります。「テ イク・ア・チャンス」のスピリッツが今混沌としている時代には不可欠と考えるが、所見 をお伺いいたします。

2点目の質問ですが、9月定例会補正予算委員会において佐藤委員からの質問にもありました、「公用車をかえるのであれば、移動図書館を新しく購入することが望ましい」との意見がございました。ここで現状確認は省略しますが、私の質問の要点としましては、現行の移動図書館を21世紀に即した機能を整備することで業務内容を拡充し、市民へのサービスを展開することを一番に考えるものであります。

これ以後、移動図書館は英語では「ブック・モビール」と申しまして、頭文字をとりまして「BM」という表現を使わせていただきます。

現在の移動図書館は、耐用年数から考えればまだまだ十分に役割を果たすものと思います。 最近の移動図書館の必要性は、都市部になると、交通事情や既存図書館の整備などにより、 BM サービスの必要性を軽視する専門家の意見もあると聞きます。しかしながら、地域性な どから BM の活用方法はさまざまで、特に本市においては、現在までの利用状況なども検 討した上で、将来的にも重要なサービスの一つに位置づけられることは明確であります。 したがいまして、今後 20 年間の社会全体の推移を展望していくことで、21 世紀の BM サービスを移動図書館に搭載することの必要性を強く感じるわけであります。

宮城県立図書館や仙台メディアテークを初め新築された図書館には、本来の図書館機能だけではなく、情報収集のための手法と方法が組み込まれ、伝達などの機関としての役割を持っています。図書の貸し出しという直接的な関係から情報を取り出すためのツールが日々進化し、テープ、ビデオ、CD、DVDと媒体を通しての情報の量も質も短期的に相当なスピードで変革してまいりました。

本市においても現行図書館の今後についての議論は市民も強く興味を抱くところであり、いろんな意見が上がってくるとは思いますが、それらのことも踏まえた上で、まず移動図書館へ県立図書館を初めとする各図書館のデータベースのオンライン接続や、コピー機・ファクスなど通信機能を備えること、このことにより利用者に対して現在の図書館資料の状態の照合や幅広い情報端末からの情報サービスがタイムリーに伝達されることが可能になるわけでございます。今まで貸し出しが主体であった移動図書館のサービスから、利用者に対して情報化社会の図書館としての責任や役割を果たすことの必要性を進言するものです。また、必要に応じてサービス拠点を変更できる融通性や新規図書館利用者の開拓も視野に入れれば、ブック・モビールに新たな要素を注入すべきと考えます。

今、多賀城駅を中心として考えた中心市街地に何が必要なのか、構成するファクターの要因にはいろんな意見があり、多賀城駅を通学駅として利用する比較的若い世代の意見の大

半は、駅周辺におしゃれな図書館、それとカフェ、ここで言っているおしゃれな図書館はメディアテークのことを言っているようでございます。また、カフェに関しましてはスタバ、マックというような名称がよく聞こえてきます。に集約されています。

この意見も次世代の BM サービスに取り入れ、おしゃれなデザインの車体にカフェテラスの雰囲気やひさしなどのアタッチメントの製作は可能であることから、新たな運用形態を見出すことも必要ではないでしょうか。

また、図書の積みかえ作業の軽減のためのリフト化や車体の安定化のための油圧式の機能 などを搭載することができれば、作業時間の短縮にもなり、サービスの向上にもつながる ことは確かであります。

市内の幼稚園などでは本が大好きな子供たちは移動図書館の交換時期を楽しみにしていることも聞いております。また、図書館に容易に足を運ぶことのできない市民の方々にとって、移動図書館が機能を高めていくことは、今までの1回の巡回で2倍・3倍の図書や各種情報を入手することができますし、利用者への情報量の増加がサービスの向上としてとらえていただければ最高の市民サービスにつながることから、次世代型のサービスの提供ができるブック・モビール、移動図書館の導入を検討していただきたいが、所見を伺いたいと思います。

最後の質問でございます。友好都市については、今定例会も含め、議員各位から定例会ごとにさまざまな方向からの質問があり、一定の認識は持っております。また、先日の一般会計補正予算の説明にもありましたが、その内容は理解しております。東西の遠の朝廷と奈良を結ぶ中心線が確立され、3点が結ぶラインが面として相互間のかかわりを明確に表現することができれば、2倍・3倍どころか2乗・3乗の効果を生み出すことも可能であると考えます。

本市が考える友好都市の定義は、両市民の相互交流や文化・芸術、産業、観光、教育などのさまざまな分野での交流を図ることを主な目的としていますが、今回の奈良市との友好都市は、貪欲なくらいの奈良の観光行政のあり方を学び、本市の観光地としての進むべき道をその教えからはっきりしていくことが重要ではないでしょうか。

同時に、これは太宰府との関係を再構築し、三位一体で観光地としての PR に努めるべきと考えます。

奈良市は遷都 1300 年祭を起爆剤に世界へ向けた観光客の誘致をもくろんでいることは、メディアを通してひしひしと伝わってきています。以前の奈良市では恐らく、修学旅行のメッカとして京都と並び何もしなくても来訪者がおり、時代の変革に対応することが遅くなったことも推察されます。全盛期に友好関係を結んでも余り効果はあらわれなかったと思われますが、来年 2 月の友好都市締結はまさに千載一遇の絶好のタイミングであり、この好機を市民全体に認識していただき、官民一体の動きを模索していくことが大変重要であります。

そのためには、調印式の項目の中に相互間職員の人事交流を記するべきと考えます。言いかえれば、多賀城と太宰府は東西の支店と考えるならば、奈良は本店と考えることもできます。そして観光地としては世界に向けている都市です。そこで、本市職員が観光のイロハを学ぶことができれば、「百聞は一見にしかず」のことわざからも、ぜひ実行するべきではないかと私は思います。1年がだめなら半年、いや3カ月と可能な着陸点を見出し、本店へ出向する職員を決定していただく方策を考慮していただきたいと思いますが、所見を伺うものでございます。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

伏谷議員からの三つの御質問のうち、移動図書館車についての御質問は教育長から答弁させますが、奨学金制度についての御質問と友好都市に関する質問につきましては私からお答えしたいと思います。

第1点目は、奨学金制度の設立についての御質問ですが、現在の経済状況で子育て世代の御家庭では教育費の支出が大きいということは理解しております。また、御質問にありましたように、高校入学時から職業意識を持ち、将来の目標をかなえようと夢に向かって進んでいくことはすばらしいことだと考えております。

しかしながら、佐藤議員にも御回答申し上げましたとおり、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度や宮城県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付事業の教育支援費といった既存の制度があることから、まずはその利用の促進を図ることが適切であると考えております。

したがって、議員から御提言をいただきました奨学金制度のために活用できる基金の創設につきましても、現在のところは予定はございません。しかしながら、現在、本市が保有する基金のうち、市中金利が極めて低いがためにその活用が困難となっている果実運用型の生涯学習基金や高齢化社会の到来に向けて設置した長寿社会対策基金などにつきましては、現下の経済情勢や新たな行政需要を考慮した場合に、その機能や役割を検討する時期に来ていることは認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、奈良市との友好都市についての御質問ですが、来年2月6日に奈良市のなら100年会館で開催されます友好都市歴史シンポジウムにおいて、本市との友好都市を締結することになっております。本市は、平成17年に太宰府市と友好都市を締結し、太宰府市は平成14年に奈良市と友好都市の締結を行っており、今回、本市と奈良市が友好都市を締結することで、日本三大史跡が名実ともに連携を図ることになり、本市の情報発信力の強化、歴史のまちとしてのイメージアップ効果が期待されます。

現在、友好都市交流として、太宰府市及び天童市とはバレーボール等のスポーツ交流やイベントでの物産交流を初め、市民の相互訪問や文化・芸術、産業、観光、教育など、さまざまな分野で交流を行っておりますが、今後は奈良市とも同様に友好都市交流を行ってまいりたいと考えております。

また、平成 22 年は我が国の本格的な史都・平城京が誕生してから 1300 年に当たり、これを記念して平城遷都 1300 年祭が開催されることになっております。平城京跡を会場に、さまざまなイベントが展開されますが、開催期間中には友好都市が集まってのイベントも計画されておりますので、全国から多くの観光客が奈良市を訪れる機会をとらえて、日本三大史跡が連携しながら多賀城の魅力を発信するための交流事業を検討してまいります。

一方、先ほど職員の交流等もお話しになりましたけれども、行政間の交換交流ということにつきましては、相互の意思疎通を図りながら、今後目的に照らした手法等について研究してまいりたいと思っております。このいろんな交流、奈良との交流ということによって、私自身は、市民自身が多賀城が史都多賀城としてやってきた歴史の重みをもっと感じていただければ、もっとまちづくりができてくるんじゃないかなというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○議長(石橋源一)

教育長。

(教育長 菊地昭吾登壇)

○教育長(菊地昭吾)

次に、移動図書館車についてでございますが、8月に報道がなされた白石市の例と比較をしてみますと、平成元年から20年間で約7万6,000キロの走行距離に対しまして、本市は平成3年から18年間で4万6,000キロの走行距離であることからすると、本市の方が若干よいかなというふうに思っております。

また、車両の管理状態も大変よく、現在問題なく運行しておりますが、老朽化していることも事実でございます。老朽化による問題点を考えてみますと、車両本体よりも、修理の際に必要となる部品が製造中止になっていることから特注に頼らなければなりません。また、そのことによって修理に要する日数が多くなることから、一時的とはいいながら、サービス低下を招くことも考えられます。

このようなことから、教育委員会といたしましては、安全で安定した図書館サービスができるように、移動図書館車の買いかえについて検討しなければならない時期に来ていると認識をしております。

また、御指摘のありました図書館等のオンライン化や新たなサービス等の機能向上につきましては、新車両導入時にあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(石橋源一)

伏谷議員。

○4番(伏谷修一議員)

まず、1点目から再質問させていただきたいと思います。

やはり奨学金制度ってお金のことでございます。やっぱり原資がなければそれに対応することはできないというのは当たり前でございまして、やっぱり今お話を聞いた中で、あら何か原資になりそうかなっていう、ちょっと私だけの若干の感覚かなとは思ったんですけれども、今伺ったとおり、基金の見直しの時期にかかっているということは、やはり基金というとどうしても一般的に考えれば利子運用の側面もあって、その利子が出てこないとなかなかその基金じゃあ運用できないじゃないかということもあります。そういった総体的なところの見地から、じゃあそこに、例えば生涯学習推進基金であれば、青少年育成の観点ということをとらえてもらえれば、それがそちらの方につながっていくかなということも考えられますので、何かちょっと明光を見たような気がしますので、この辺については私なりにもう一度再度いろんなことを確認しながら進めていきますので、その光が見えたかどうかというところの感覚だけでいいんですけれども、そういったことも考えられるというお話でもいいんですが、その辺の御回答をお願いしたいと思います。

県内たしか 30 市町村が奨学金制度を設けているということで、そこに資格は大体似ているんですけれども、その制度の内容というのは、例えば先ほど佐藤議員の方からもいろいろ

再三申し上げたとおり、通学費に充てるというところが多くなっているみたいです。通学費というのは、やはりバスしかないとか、その辺のバス代も高いし、遠方に通わなきゃないということで、授業料もそうなんですけれども、それと相対してやっぱり交通費もかなりかかってくるんだということだったんですが、多賀城から例えば今私立の学校に行くとして、仙石線を使う、国府多賀城駅を使う、東北本線、仙石線を使って仙台駅に行ったときに、そこから地下鉄等々のまた交通手段を使わなきゃないというようなことが現状でございます。前は、仙台駅の周辺に学校、私立学校なんですけれども、あったんでしょうけれども、今はみんな山の方に引っ越してしまいまして、そこに行くまでに、そこからまた交通費だけで1万円以上かかるというふうな現実もありますので、そこの時代を見たときに、一概にやっぱりトータル的にそういったところ、教育費というところの交通費も上がっているんだという認識をしていっていただければいいのかなと。

それとやはり、七ヶ宿には基金があると聞いたんですけれども、やっぱり七ヶ宿はそういった交通の不便さがかなり強いみたいなことを伺っております。そういったところをかんがみまして、その辺の制度そのものの確立というよりは状況認識をしていただければ、おのずとつながっていくのかなということを考えていただきたいなと思います。

何でこの奨学金のことをということなんですけれども、実際奨学金を受けて私は学校に通ったという方の話を聞いて、それ以後に、例えばどういう話につなげていけばいいのかわからないんですけれども、アメリカの大統領のバラク・オバマさん、彼はハワイの一番高い私立高校に入ったということでございます。やはりそこの学習環境がすばらしくて、ぜひこの学校に入ってここで勉学をしたかったと。そのために奨学金の制度を受けて今の自分があるということを申していました。やっぱり何かそのチャンス、先ほどの「テイク・ア・チャンス」じゃないですけれども、チャンスを与えてあげるという考えも今からは持っていってもいいのかなと。ただ単に、確かに生活大変な方へそういった制度を設けるだけではなくて、やはり一律皆さんが本当にそういったところの制度に、自分も頑張ればできるんだという新たな取り組みを多賀城市なりの取り組みとして考えていかれてはよろしいのかなというふうに思います。

2点目なんですけれども、友好都市は、今の市長の答弁にあったとおりだとは思うんですけれども、実際、出向できるかどうかということは、双方の取り決めの中でできるかどうかという確認をちょっとしていただきたいかなというふうに思います。

それから、3点目の移動図書館でございますが、今教育長の方からお話しいただいた、やはり今メンテに非常に時間がかかるし、それの費用もかさんでいく、そういったところから見ればというお話もいただきました。私は先ほどの質問の中で20年後を見据えて今何をやるべきか、それからかなり通信網も本当にすごい日進月歩、いろんな通信状況が我々のもとに参ります。なかなかそれを十分に活用しているかというと、プラスの部分、マイナスの部分もございますので、そういった機能を移動図書館に入れて、やはりその情報の共有ということを市民みんなができるような、そういった手法をとってもいいのかなというふうなことも思いますので、ぜひ前向きに次世代の移動図書館のあり方ということもとらえて考えていただきたいと思います。以上でございます。

○議長(石橋源一)

それでは、1点について市長の答弁を求めますか。市長。

○市長(菊地健次郎)

奨学金の関係につきましては、最終的には基金という話も出したわけでございますけれど も、基金が今の時代にそぐわないような基金になってきたということもございまして、そ の辺がちょっとそれをどうしていくかということも考えていかなければならないということで、そこから奨学金になるかという思いがありますので、ちょっとそれはかなり研究させていただければというふうに思います。

ただ、友好都市の関係は、職員のことでよろしいんですか。前にも太宰府との友好都市の関係で、逆に太宰府の井上市長から、「菊地市長、うちの職員と多賀城の職員の方と、1年間に、1年の期間がいいのか半年がいいのか、あるいは1カ月がいいのか、ちょっとまだ定かではございませんけれども、お互いに触発するような意味合いもあって、交換ということをやってみませんか」ということで、この間、政庁まつりに行ったときに言われたもんですから、ああ、そういうやり方もあるなと。お互いに歴史都市として、またそれぞれの行政の持っていき方が違うやり方、特にあそこは同じ人口というか、6万5,000人ぐらいだと思うんですけれども、職員数が360名ぐらいしかいないということもございまして、どこか学ぶべきところもあるんじゃないかということもありまして、そういうこともやってみたいというふうに思っておりました。

移動図書館のことについては教育長の方から、私の方からでいいんですか。これは、何とか前向きにとらえてみたいなということで、次世代のということも考えますと、やっぱり相当パソコンなりいろんな情報の収集ができるようなスタイルの車にすべきかなということで、何とか前向きに考えていきたいなというふうに思っております。

○議長(石橋源一)

伏谷議員。

○4番(伏谷修一議員)

聞くところによりますと、市長は、お父様が本屋さんを経営なさっていたということなので、本に対する思いというのは人並み以上だ、もうそういうところで考えられていただけるというふうに思います。そして今、まちには本屋さんが本当に激減しておりまして、移動図書館がその役割も示していくんじゃないかと。本屋さんなくなって、本当に今雑誌をコンビ二さんで売って、本当に雑誌屋さんはあるけれども、本当に本屋さんがなくなってきたと。そういったことも考えますと、本当に多賀城には移動図書館、何回も言いますけれども、次世代に向けた機能を備えた移動図書館が本当に必要なんだということを御理解していただいて、ぜひ導入に踏み切っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(石橋源一)

ここで休憩をいたします。再開は2時5分です。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 開議

○議長(石橋源一)

再開いたします。

8番雨森議員の登壇を許します。雨森議員。

(8番 雨森修一議員登壇)

○8番(雨森修一議員)

通告に基づき、2点について質問させていただきます。

1点目は、外郭南門の復元化について、市長のお考えを問うものであります。

国の特別史跡の公有化を進めながら、政庁南門の復元や公園化等のその環境整備の推進に努めると、文化財の保護と活用ということで、平成元年、第3次総合計画の中に記されております。その後20年間の年月を経た今日、多賀城市民が本当に外郭南門の復元を望んでいるのかどうか、多賀城市民にとって外郭南門がなぜ必要なのか、将来的に欲しいものなのか、しっかりと市民の声を聞くことが重要だと考えます。

市長も9月の議会の答弁の中で、ぶれがあったように思われます。菊地市長が多賀城市会議員当時、復元には反対であった、9月の決算委員会の折、現在も反対のような答弁と聞きましたが、藤原議員の質問のときには、賛成に変わった。この際、本音と建前ではなく、本音を述べられてはどうかと思います。

当時、20年前です、多賀城の決算状況をちょっと申し上げますと、積立金の残金が約81億円、地方債残高が76億円、この当時に元伊藤市長がこのような計画をなさって、市民の声をまとめて計画に出されておりますが、平成20年の決算状況においては、積立残高が61億7,000万円ぐらい、地方債現在高合計、借金ですが、197億7,300万円ぐらいあるというのが現状でございます。果たしてこういう厳しい中で、近い将来、21世紀の中ごろぐらいですな、外郭南門を計画したと、そのように考えて。

次に移ります。

質問の2点目は、職員専用(議員も含む)たばこ喫煙室について、食料等を備蓄している 庁舎の北側の駐車場のところ、防災倉庫、平成22年3月までに撤去すると聞いているが、 この際、職員等の福利厚生の一環として、防災倉庫の跡地一部に喫煙室を設けてはと考え ますが、職員に対しての市長の思いやりを問うものであります。心の思いやりです。

数カ月前までは市長も愛煙家だったと思います。宮城県たばこ販売協議会佐藤事務局長は、「たばこは悪者扱いだが、ストレス解消で吸う愛煙家もいる」とコメントいたしております。酒、たばこ、コーヒーなど、嗜好品であり、愛用の仕方によっては人生のよき友であり、生きるためのリズムの一部であると思われます。愛煙家の人たちのためにも、雨風にさらされないところに喫煙室を必要とすると考えます。

しかし一方、酒やたばこは依存性があり、量を多く用いると健康を害することは周知であります。さて、たばことは何だと。1492年、今から 520年前でございますが、コロンブスはアメリカ大陸を発見した際に、最初に上陸したサン・サルバドル島からスペインに持ち帰った土産はたばこと性病でありました。16世紀という時代でありますが、私はコロンブスというのは卵だけと、コロンブスの卵というふうに解釈しておったんですが、たばこがお土産だったというふうに書かれております。

そしてあっと言う間に世界に広がった。日本には 1543 年、ポルトガル人が鉄砲と一緒に種子島に持ち込んだ、あるいはまた宣教師が持ち込んだなどと言われております。日本におけるたばこの歴史は、江戸幕府は 1609 年に喫煙禁止令を出しております。なぜかというと、寝たばこの火事で江戸は丸焼けになっているということで、非常に危機感を感じまして、たばこを吸うと死刑にするということもあったようでございます。日本の戦争とたばこにおいても、日清戦争時代には戦場で兵士も恩賜のたばこ、お上から兵士に賜るありがたいたばこでもあった。1949 年には日本専売公社設立、そしてまた日本たばこ産業と名を変えて今日に至っております。

ちなみに、今、日本では3兆円ぐらいの財政、国は使命であります。まさしくたばこ依存症の財政だと。そのたばこを吸う人たちを敵国人のように追い払って、そして雨風のところでたばこを吸わせておると。まことに矛盾している世の中でございます。踏まえて市長のお考えをお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

雨森議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の外郭南門復元化につきましては、平成2年に策定されました第3次多賀城市総合計画の中で多くの市民や有識者の意見を検討した上で、その主要な施策の一つとして位置づけられたものでございます。このため本市では、史跡のまちづくりを実践するため、平成元年に公布されたふるさと創生資金を史跡のまち基金として積み立てるとともに、平成2年度から建物の立体復元事業に着手いたしました。古代多賀城の建物を復元するため、専門家9名から成る多賀城跡建物復元調査検討委員会を設置し、5年にわたるさまざまな調査検討を経て、復元対象建物を多賀城外郭南門と両側に付随する築地に決定されたものであります。今後も外郭南門の復元に向けて周辺整備を進めるとともに、来年度策定する歴史的風致維持向上計画や第3次保存管理計画の中で検討してまいりたいと考えております。

先ほど雨森議員から、市民の声を聞くことも必要ではないかというお話がございました。私もそのとおりだというふうに思います。これは当然歴史的風致維持向上計画をつくる中で考えることも必要ですけれども、同時並行的にこれを、外郭南門をつくったらいいかどうかということをやっぱりパブリックコメントをいただくか、あるいはアンケート調査をとるか、これから考えなくちゃいけないなということでございまして、その辺も含めながら今後検討してまいりたいということで、私も大分ぶれたんでございますけれども、それは確かでございます。というのは、やっぱり一つだけだと、外郭南門だけだとどうなるのかなという思いもありますし、今までの多賀城は自然そのままの方がいいという思いの強い方もいらっしゃいます。果たして朱塗りの門が建ったときにどうなのやということをはっきりとおっしゃる方もいらっしゃいますし、ただ、もしつくるんであれば、それなりの系統立ててつくっていかなくちゃいけないでしょうし、国の方にもお金のバックアップ等、今、大体半分ぐらいは国費がつくだろうということは確定しておりますけれども、もっと、特別史跡としてつくるんであれば、それが70%になるか80%になるかわかりませんけれどもつけていただければ、もっと弾みが出るんじゃないかと。そちらの方も尽力していかなくちゃいけないなというふうに思っております。

次に、職員専用の喫煙室を設けてはどうかという御質問ですが、御指摘のとおり、現在、本庁舎では喫煙所を屋外に設置しておりますので、喫煙者にとって必ずしも環境が整っていないという面もあると認識しております。私も愛煙家の一人であったことは間違いございません。吸わなくなって約10カ月たっただけでございますけれども、その気持ちは重々わかっております。

一方、多くのたばこを吸わない職員や市民の皆さんからは、職務に専念するべき時間に喫煙所にいることへの是非についての御意見や御提言をいただいているところでございます。また、宮城県内の状況といたしましても、公共施設における平成 21 年 9 月末時点での受動

喫煙対策調査では、平成 19 年と比較して施設内禁煙率は 1 割増の 91.1%に達しており、来客者を含めた専用喫煙室の設置については、 5.1%から 3.5%へと減少傾向にあることも踏まえまして、引き続き職員及び安全衛生委員会等における意見を聴取してまいりたいと考えております。

なお、防災倉庫跡地の活用につきましては、総合的に検討してまいりますので、御理解を いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長(石橋源一)

雨森議員。

○8番(雨森修一議員)

ありがとうございます。

南門の件です。今市長さんおっしゃいましたように、私が例えば 20 年前、非常に社会全体の経済とか財力とか、それから将来に向けてのいろいろ展望等が非常に明るい時代であったかもしれません。しかし、今日、非常に高齢化も進み、そしてまた少子化だと、将来この日本を背負う財政がどこから生み出されるんだというような心配も非常にあるわけです。果たしてあそこへ朱塗りの南門をつくって、そして多賀城が財政がどれだけ潤うか。やはり一番大事なのは財政じゃないかと思います。

それから、一つ気になるのは、南門をつくりますと、これはいたずらを前提にして云々と言いますけれども、逆に南門を囲うサヤドが必要でしょうね。鞘堂ね。鞘がなかったら直接南門に手を触れるわけです。例えばあけた何か御門でも相合い傘で「花子さん、太郎さん」なんて書いていたずらしてあるんですよね。そういうような現状だと思うんです。だから南門を囲う鞘堂だということで、非常にこれは難問題だと思っています、考えますと。そういうことで、ぜひ私、時々赤ちょうちんなどでそういう話もします。「いやあ、雨森さん、そんなことよりも我々市民の生活を何とか守ってくれ」という声の方が非常に直接聞かれる今日でございますので、南門の問題はそれを踏まえながら、市長もぜひ声を聞いていきたいというお考えでございますので、その件についてはひとつよろしくお願いいたします。

それから、たばこの方でございます。

これは県庁の方にしても、数年前までは県庁の方にいらっしゃっておられて、9階ですか、庁舎内の9階ですね、職員専用のたばこの部屋があるんですよね。9階なんです。9階は職員専用です。これは調べました。それから、1階は来庁者なんです、いわゆる。だから、結局職員さんにたばこを吸ってはいかんとなると、職員採用のときにたばこを吸わない職員ばっかり採用しなくてはいけなくなりますね、はっきり申し上げて。これはやっぱりたばこも使い方によっては心の安定感とか、やはり量を過ぎればこれは体に害になると、これは当たり前でございます。ですから、そういうことを踏まえて、じゃあたばこの税収が宮城県では4年間で幾らぐらいと思いますか、200億円超えているんですよね、4年間で200億円です。大変な税収ですよね。いかにたばこの税金に依存しているかということであります。

多賀城の場合ですと、これは人口が違いますので、16 億 4,900 万円という、およそ、約で出ているんです。ですが、そういう、ただ、多賀城市の職員さんがそれだけ吸っているかと、そうじゃないんですけれども、お話を聞きますと、職員さんで、「いやあ、たばこ

買うなら多賀城で買ってけさいん」と、税落ちてきますよね。旅行へ行くんでも多賀城で 買って旅行へ持っていってくれというようなお話が出るわけですが。

ちなみにこれ新聞に出ておりました。「たばこ販売店の廃業する業者が東北で 1,300」、店をやめたそうです。非常におっしゃるようにたばこを吸う、タスポ導入で東北で客離れということで、非常に吸いづらくなったということで、こういうわけでたばこを販売する方々は生活が非常に大変でございます。ですから一方ではそういう税収を当てにして、一般会計ですね、これ、一般会計で自由に使っておるというのが現状でございますので、踏まえて再度、やはり市の職員の方々、1日に5本吸う方もあります。その際に雨風当たるようなものじゃなく、決して豪華なものでなくてもいいんですよ、自治体に行きまして、やはりそういったところもありますので、市長に、その辺を心豊かに、優しい心を出していただいて、ぜひひとつ実現していただきますように、市長、副市長、ひとつ御検討願いたいと、そのように思います。それについて御返答お願いします。

○議長(石橋源一)

市長。

○市長(菊地健次郎)

たばこだけですね。

○8番(雨森修一議員)

たばこだけです。

○市長(菊地健次郎)

いや、気持ちは優しいつもりなんですけれども、なかなか私自身も雨露の中でたばこを吸っていたというか、こともあります。なかなかこういう施設をつくるということは容易なことではございません。ですから、この調査自体が今度どうするのかという大きな問題も恐らくここ2年ぐらいの間に考えなくちゃいけない問題だと思いますので。結局、あとその裏の倉庫ですね、今は倉庫になってしまいましたけれども、それをどういうふうに持っていくのということもいろいろ配置を考えなくちゃいけない問題でございます。その辺のこともございまして、全部ひっくるめながら、また愛煙家の方々の意見なども聞きながら、考慮、研究してみたいというふうに思います。以上です。

○議長(石橋源一)

雨森議員。

○8番(雨森修一議員)

じゃあよろしくお願いします。

決して、その物を建てるのに、立派なものを建ててくれという考えじゃないんですよ。プレハブで、やはり雨風当たらないようなものでということで、そういうことを前提にひとつよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長(石橋源一)

次に、12番中村善吉議員の登壇を許します。中村議員。

(12番 中村善吉議員登壇)

○12番(中村善吉議員)

私の質問は、最初に、近年増加傾向にある発達障害児(問題行動児も含む)・に関して、本市における発生背景の御確認と、胎児から中学生までを対象に、その発生防止対策と治療等の実施状況を問うものであります。

次に、民主党政権のマニフェスト(以後、公約)である農業者戸別所得補償(以後、所得補償)と本市の農業政策との関係、さらに本市の農業が成長産業であるべきビジネスモデルを問うものであります。

近年、不可解な青少年の犯罪がマスコミで取り上げられて社会問題になっています。ここ 10 何年以来、さまざまな事件があるたびに、子供たちの心の不可解さに対してアスペルガー症候群という発達障害児の名がささやかれており、不可解な事件イコールアスペルガー症候群、イコール犯罪であるかのような風潮になってきています。

しかし、発達障害と犯罪とは直接的に因果関係はなく、偶然の出来事で、大変な誤解であります。

発達障害とは、子供の成長とともに発達させていく知能や精神活動、運動機能などが何らかの先天的・後天的な原因でおくれたり障害されたりすることを言います。ちなみに、アスペルガー症候群は知的機能は正常な範囲、おおむね IQ80 以上にあるが、その行動基準が異常な場合で、いわゆる軽度発達障害と言われています。しかし、近年、犯罪、非行も含みますが、で検挙される子供の数はふえていますが、その犯罪の特徴は、社会や学校で普通でありますが、偶然にその対応と周囲の無理解とが重なると、突然変異してキレると言われています。

近年では、このような子供たちは発達障害児と言われ、全国的には、地域差はありますが、 児童数全体の 15%から 19%(都市部ほど大)、を占めていると報告されています。

本市の各保育所にも気になる子が何名かおるようになりました。学校での対応は難しく、 先生方も大変苦労しています。障害の子供たちが通う特別支援学校や普通校での特別支援 学級でも、児童・生徒への対応に追われています。近年、問題視されている引きこもりや ニートなどの大半が発達障害という調査結果もあります。文部省研究振興局脳科学研究の 推進に関する懇談会の提言によれば、発達障害は早期発見、早期対応、治療すれば大幅に 減らすことができるとされています。また、さいたま市教育相談センター所長の金子保氏 も、「発達障害は2歳までに対応すれば健常になり、3歳までなら効果は五分五分、4歳以 上では効果が小さくなる」ことも報告されています。保育条件も見直しも問われるものと 考えますが、いかがなものか。

以上を背景に、質問1、発達障害児対策についてに移ります。

質問1の1、発達障害児が生まれる背景をどのように把握しているかでありますが、戦後青少年犯罪発生の経過と、それぞれの時代における現代に至る世相の変化に注意しますと、第1回目ピークは昭和25年ごろ、戦後の混乱期、第2回目は昭和40年ごろ、高度経済成長期及びテレビの出現、発達障害・自閉症児が出現しました。第3回目は昭和50年ごろ、価値観が多様化、倫理観の希薄化も含みます。共稼ぎ夫婦の増加、家庭が変化し、崩壊してきた。教育ママがあらわれ、校内暴力が多発などであります。平成以降の現在は、第4回目ピーク期で、結婚・家庭を否定するフェミニズム思想の浸透、家庭環境はさらに悪化、景気の低迷、母子・父子家庭の増加、一部ですが、母親の子育て放棄、育児の保育所、社会化などがあります。

さらに、保育環境及び母体面から見ますと、戦後・昭和の後半から環境ホルモン、ダイオキシン、PCBなど流産防止用に投与される抗体ホルモン製剤や甲状腺ホルモン製剤、化学物質、農薬や洗剤、たばこやアルコール、テレビやCDや漫画による情報の多過ぎ、母親の社会進出による母子分離によるお互いのストレス等も発達障害の背景と考えられています。

以上のように時代の変化に応じた保育環境の悪化とその影響について、どのように把握しているかを問うものであります。

質問1の2、本市における発達障害児発生防止対策と治療等の実施状況についての1、就学前、胎児から就学まででありますが、創幼児期、妊娠六、七カ月から生後1歳ごろまでの対応が子供の人格形成や母子とのきずなの形成に大切な適時性や幼児の生理機能を向上させるために大切な臨界期を重視しての対応はいかがかであります。

- 2、保育所ではでありますが、治療に効果的な機関でありますので、問うものであります。
- 3、就学後、学校教育ではでありますが、近年、発達障害の段階に応じた治療プログラムが開発され、多くの関係機関で導入されています。アスペルガー症候群や自閉症などの子供たちに対する教育や生活指導、ティーチプログラム、さらにコミュニケーションをとりやすくするような指導、サーツモデルなどの実施はいかがかを問うものであります。

母子一体による子供の人格形成や道徳の発達段階に関する脳科学や発達心理学の研究によれば、共感、恥、罪悪感を獲得する適時性または臨界期は2歳の終わりまで、善悪感情のそれらは3歳の初めごろまでであるということであります。「三つ子の魂、百まで」と語り継がれた我が国の伝統的知恵の正しさが近年の科学的治験によって証明されたわけであります。

民主党政権が誕生して、社民党の福島瑞穂党首が少子化・男女共同参画等の担当大臣になり、フェミニスト主導の働けイデオロギーが先行し、待機ゼロを目標に育児の保育所保育、私は 100%否定するわけではありませんが、従来の延長で推進されることが懸念されます。母性を捨てないで女性が働ける方法、すなわち子供を育てた後、働けるという、いわゆる M 字型就労形態の導入、せめて庁舎内はいかがなものか、以前から多くの女性たちが望んでいたものであります。その上で、目玉政策の子ども手当は少子化対策の一環とされていますので、全世帯平等支給ではなく、所得制限を加え、必要な世帯にそれなりに手厚く配布していただきたいものであります。

次に、質問2、本市の農業政策についてに移ります。

民主党、正しくは連合政権が発足して3カ月半過ぎましたが、選挙公約と現実政治とのつじつま合わせに懸命のようであります。事業仕分けから新政権の政策を見ますと、国家戦略、経済成長対策、教育・技術立国姿勢、その他の政治姿勢に疑問を覚えます。農業政策もしかりです。しかし、我々国民は、当分の間、新政権の学習期間におつき合いをすることになることであります。

「民主党が公約に掲げる食糧自給率向上のための農業者戸別所得補償制度(以後、所得制度)・は、経済政策ではない。この制度は社会政策でもなく、ばらまきでもない。国民の税金1兆円を無にする農業の衰退計画である」と、ある農業経営専門家は評価しています。経済政策では黒字を目指す当たり前の事業のあり方を否定し、むしろ国家が赤字を奨励する政策であるからであります。しかも最近になって、戸別所得補償(以後、補償)も揺れているようであります。仕分け作業で財源不足が明白になり、補償にメスが入り始めました。最終的にはどのようになるかはまだわかりませんが、現在まで明らかになった補償内容は、要約すると、

- 1、農家の赤字分は国が直接農家に補償する。現行の生産調整、減反は、選択制にする。
- 2、完全実施は23年度から。来年度は米を対象に、モデル事業を先行実施する。
- 3、モデル事業の額は 5,680 億円。平成 23 年度の補償額は1兆円程度。
- 4、補償の対象は、稲作 180 万戸。しかし、中山間地域等直接支払制度は削減対象であります。

以上のごとく、農家の意欲の有無にかかわらずの補償は理解に苦しみます。現在、稲作で所得の半分以上を占める黒字専業農家(以下、黒字農家)の約3万戸は補償の対象外。一方、補償は農家の約6割を占める耕作面積1ヘクタール未満の零細な兼業農家も対象になる。減反が選択制になりますと、参加するのは兼業農家で、農業所得も十分補償されますので、生活は安泰となりますが、黒字農家には土地が集まらず、規模拡大や合理化は進まないことになります。それが続くと、黒字農家の借地料が上がるや兼業農家からの土地の貸しはがしを招き、黒字農家の競争力が落ち、補償の対象になりかねません。このような所得補償はいかがなものか理解できません。しかも完全実施になりますと、農家では自分の会計決算の義務化、各自治体及び関係省庁ではそのチェック監督担当職員の増員が必要となり、そのコストたるや莫大な額になるものと考えられます。多くの問題があります。補償1兆円は農業再生のための有効利用を望むものですが、いかがでしょうか。

以上から質問2、本市の農業政策についてに移ります。

質問2の1、本市では、所得補償政策をどう評価するかでありますが、国の方から具体的な 指導なりが示されていない現状では御答弁しがたいでしょうが、現時点ではどうかお伺い します。

同問2、農業政策はどう変わるかでありますが、現在、米農家人口は378名、受給者91名、補償対象外の黒字農家人口32名、補償対象者255名、転作等による補償金額総額は1,915万1,000円(そのうち詳細は省略します)ほどになっていますが、完全実施の23年度以降、他の農業分野も含めてどのような地図に書きかえられるかを問うものであります。補償対象農家による黒字農家からの貸しはがし等はどうなるかを問うものであります。

最後に、同問3、本市の農業を成長産業に変えるには、どんなビジネスモデルが考えられるかでありますが、地産地消をベースに、高付加価値高収益を目指すものであると考えます。一般的に申しますと、農業の成長3法則があり、その1は顧客や市場を発見すること、その2は他産業のノウハウ利用に柔軟な姿勢を持つこと、その3は生産性の向上を図ることなどであります。

農産物直売所は全国で約1万3,000カ所ありますが、先月テレビで放映の佐賀県三瀬村の直売所の様子や、去る7月、我々会派で見学した愛知県岡崎市のおかざき農遊館、さらに先日当局と関係者とが見学した千葉県香取市の和郷園などは、関係者の熱意は言うまでもありませんが、前述3法則を通じて成功している例であると考えます。三瀬村の場合は、捨てるものがないほど商品化している。おかざき農遊館では品種改良を導入、和郷園では法則その1を徹底的に追求し、規模拡大し、現在は生産・流通・販売・顧客をITネット管理するSCM、CRMを駆使して、海外とも取引をしているなどの特徴があります。本市ではどんなビジネスモデルになるのか楽しみですが、そのために、来訪されるお客様用にはぜひとも史跡観光コースを組み込んでいただきたいものであります。

以上、本市の明るい未来を信じて、1回目の質問を終わります。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

中村議員の質問にお答え申し上げます。

発達障害につきましては、発達期にあらわれるさまざまな障害を包括するもので、発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと示されております。また、日常生活や社会生活を送る上で、その障害による特徴的な困難や制限が生じるため、不便さを感じるなどの症状があらわれるものであります。障害の原因につきましては、残念ながら特定されていないのが現状でございます。障害によっては、中枢神経系に何らかの機能障害があるのではないかと推定されるなど、多面的に研究がなされておりますが、原因が解明されていない状況でありますので、今後の研究に注目していきたいと思います。

しかし、障害を正しく理解し、なるべく早い時期から適切な支援を行うことによって、発達を促したり困難を軽減したりすることができることもあります。一人ひとりが持つ特徴を一つ一つ見きわめながら、その人のライフステージにおいて、医療・福祉・学校等の関係機関の連携のもと、適切な支援をしていくことが必要と考えております。

2番目の発生予防策とその治療についてですが、まず胎児から就学前までの取り組みとして、 妊娠期から母体と胎児の健康を確保することが発達障害の発生要因を少なくすることにも つながるとの考えにより、14回の妊婦健診の公費助成を行い、適切な医療が受けられるよ う支援しているところでございます。

また、生まれてくる子供が健全に育つには、妊娠期から母性・父性をはぐくむことが重要であることから、母子健康手帳交付教室及び両親学級を開催し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及等に加え、親子の愛着形成等の重要性を啓発しています。さらに、出産後は新生児訪問事業を含む乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を実施することにより、発達障害の早期発見を行い、その心配がある場合には保護者への指導を含め相談事業等を行いながら、医療・福祉・教育機関等と十分な連携を図り、必要な支援に努めているところでございます。

また、発達障害等については、乳幼児の健診だけでは発見が難しい場合があり、保育所等における日常生活の場での保育士の気づきにより発見されることも少なくないと思われます。本市では今年度から認可保育所 9 カ所において、上半期・下半期の年 2 回、心理判定委員による児童の心理面での行動観察と職員への療育指導等の助言に関するカウンセリングを実施し、子供の成長のおくれについての保育士等の気づきを適切な支援につなげていく取り組みを進めております。今後も保育現場におきましては、できるだけ早期発見に努めるとともに、家庭や専門機関との連携を深め、発達障害児を支援してまいりたいと考えております。

次の学校教育における対策等につきましては教育長から答弁させますので、御了解いただきたいと思います。

次に、本市の農業政策についてお答えいたします。

1点目の所得補償政策をどう評価するかの御質問ですが、民主党のマニフェストにおける戸別所得補償制度につきましては、2011年からの本格導入が掲げられております。これを受

けて政府では、2010 年度から米、麦、大豆の3品目を対象として標準的な生産費と販売価格との差額を全国一律単価で直接農家に支払う戸別所得補償モデル事業の導入を検討しております。さらに、自給率を上げるためには米の転作作物である小麦や大豆、新規需要米などへの直接助成を行う水田利活用自給力向上事業とセットでなければ効果を上げられないとの意見があります。また、供給過剰の米に対する所得補償を行う意味を問うほか、小麦や大豆などの自給率向上が目的であれば、転作絡みの支援ではなく、直接支援ではどうかという意見があるように、政府内でも現行の補助制度から戸別所得補償制度への変化の内容が不明確であることから、現時点では評価することはできません。

2点目の農業政策はどう変わるかとの御質問ですが、米の戸別所得補償モデル事業に伴いまして、多賀城の農業が急に大きく変わることはないと思われます。本市においては、大豆の集団転作を推進しているところですが、集団転作の方向が定められておらず、今後の動向を注目しているところでございます。本市の施策としましては、大消費地仙台市に隣接しているという条件を生かした都市近郊型農業への転換や農地の集積による経営規模の拡大により農業生産構造の充実を図ってまいりたいと考えております。

3点目の農業を成長産業に変えるにはどんなビジネスモデルが考えられるかとの御質問ですが、安全な安心な農産物の安定生産と供給はもちろん、付加価値を高めたブランド化の推進、環境に配慮した取り組みや生産流通販売体制の確立が必要と考えられ、本年度農業青年会議のメンバーとの懇談会を開催し、また、先ほど御指摘がございましたけれども、農事組合法人和郷園等への視察を行ってまいりました。今後は、現状の農業経営が抱える問題点、多賀城市の農業のあり方、農商工連携、地産地消などについて、農業青年会議のメンバーや農家の方々と意見交換会を開催し、現場の声を聞きながらビジネスモデルを創造してまいりたいと思っております。

貸しはがしについては、ちょっとお答えできないのでございます。以上でございます。

○議長(石橋源一)

教育長。

(教育長 菊地昭吾登壇)

○教育長(菊地昭吾)

学校教育における対策等につきまして、私の方から御回答を申し上げます。

小学校に入学する際には、就学前から学校と社会福祉課とで連絡をとり合い、学校、保健 所、福祉事務所とともに十分に協議をいたしまして、入学後のプログラムを作成し、支援 をしております。

なお、今年度から発達障害等の児童・生徒を支援するため、特別支援教育推進委員会を開催いたしまして、学校と社会福祉課や健康課といった市の関係課との連絡を図っております。以上であります。

○議長(石橋源一)

12番中村議員。

○12番(中村善吉議員)

非常にいい、私の期待どおりの答弁がありましたので、私がつけ加えることはあとはない んですが、私なりに考えていることを申しますと、最近は、脳生理学や犯罪心理学の研究 から、それから脳の中を観察できる MRI、それから CT ですか、そういうことの利用が盛んになりまして、ほとんど最近は、先ほど言ったように、ある程度まで、早くやれば早いほどよいと。ですから 2 歳までやれば大体正常化になると。それから、さっきも申しましたように、ある程度過ぎると効果が半減してしまう。それから、さらに大きくなってしまうとほとんど効果がなくなってしまうと、そのように母と子供のきずなの関係では適時性、それから生理的な機能に関しては臨界期、これは心理学から言うと適時性と言うんですが、そういう生理学の方から言うと臨界期または感受性期間というんですか、感受性期と言うんですけれども、そのようなことをタイミングを外さないような、それなりの指導等が必要ではないかなと感じております。

それから、私はこの間、母子手帳を見せていただきました。その前に、私、昭和 62 年に、その当時の母子手帳はただ生まれてから何カ月という物理的な数字の書き込みだけだったんですけれども、もう少し母親と子供の精神的な状態が必要だよと、そういうことで母子手帳の改善を申し出たんですけれども、「母子手帳の改善は県でやっているので、できません」と、そういう話がありました。そこで、そういうこともありまして、それでずっとほっといたんですけれども、最近になっていろいろ読んでみますと、早期発見、早期治療が非常に有効であると、そういうことがわかりましたので、ぜひこういう対策をとっていただきたいと思います。

それで、私なりに考えたのが、発達障害児が出てきたころが第2回目のピーク、昭和40年ごろです。発達障害数、自閉症の割合が少なかった以前の日本の伝統的な子育て、これは非常に最近では大変難しいんですが、その子育てを取り戻せばいいことになるのではないかと思います。現在では、昔とはちょっと変わりますが、さっき私言ったように、母子手帳の改善、若干の改善、いろいろと注意事項はあるんですけれども、なぜそういうことが必要なのか、例えば話しかけ、それから子供におっぱいをあげながら笑わせ方、その効果というのが母子手帳の中に書いていないんですね。私は、それをぜひ書き込んでいただきたいなと思っております。

それから、子供が生まれてから養育態度、養育態度というのは子供をどうやって扱うかです。それから過保護の場合、完全主義を強要した場合、拒否、この場合によって子供が性格的に狂ってしまうんです。それは、この狂ってしまうのが後天的なものでなると感じています。それから、過保護になると依存、分離不安、それから不安神経症、それから先ほどの引きこもり、これは心理的逃避、完全主義でやると引きこもり、それから拒否になりますと愛情飢餓です、これが非常に大切だなと思われていますので、そういうことも非常に若いお母さんたちには教育する必要があるんではないかなと思っております。

それから、皆さんよくわからないのがテレビです。テレビ、それから CD、それから漫画、情報多寡、情報が多過ぎることによって、頭の中の、いろいろな頭の中には知性があるようですけれども、それを統括する超知性というのがあるんですけれども、その辺のコントロールが狂ってくるんではないかなという専門家の指摘があります。そういうこともあります。それから、最近は祖父母による孫育ても担わされておりまして、その世代ギャップを埋めるためにも、それなりのマニュアルを作成、配布してはいかがかと、そういうことがあります。できるだけその予防を中心とした対策が必要ではないかなと思っています。それに対して一言お願いします。

これからのお母さんたちを指導していく、その情報が足りないので、保育がわからなくて お母さんたちが困っていると、そういう予防対策について、ひとつまたお願いします。

それから、農業対策です。これは先ほど市長が答弁されたように思います。ですから、それなりの、多賀城では多賀城のやり方があると思うんですが、それをきわめていっていた

だければいいのかなと思います。新政権ができてからまだ間もないことなので、具体的な 指導なりができていないので、非常に対応はしにくいと思うんですが、そう思います。そ れから、新政権にお願いすることは、自給率を上げるためにやっているんですから、自給 率向上のために新政府は非常に多くの金を使っているようですけれども、その金を我々は 農業再生のために使っていただきたいなと思っております。以上です。ひとつ対応につい てお願いします。

○議長(石橋源一)

市長に答弁を求めているんですか。

○12番(中村善吉議員)

はい。

○議長(石橋源一)

市長。

○市長(菊地健次郎)

ちょっと予防関係で、何か情報が不足しているというふうなことですけれども、具体的にちょっと私、答えようが……何をどういうふうに答えたらいいのか、質問の内容がちょっとわかりかねますので、もうちょっとはっきり言っていただかないと答弁できません。済みません。

○議長(石橋源一)

中村議員。

○12番(中村善吉議員)

若い母親が、赤ん坊を産んだとき初めて赤ん坊を触るような人が非常に多いと。そういう場合には、どういうふうに扱ったらいいのか、そういう予備育児情報を教育してくださいと。いろいろな何カ月健診、何カ月健診とあるんですが、それに対する、もう少し具体性を持ったお母さんたちの教育が必要ではないかなと、そう感じております。それが一つです。

それから、先ほど申しましたように、最近は祖父母による孫育てがあるんです。ですから、 孫育てと、現在の母親と我々では時代ギャップがあるんで、その辺が非常に懸念されます ので、その時代ギャップをどのように埋めたらいいのか、マニュアルなどをつくって配っ たらいいんではないかなと、そういう対策も考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長(石橋源一)

中村議員、訴えるテーマは精神発達障害という、その内容等々の細部にわたっての質問等々でありますので、市長が答えられる範疇は、今答えた程度以外は、これは発達障害については脳の関係、精神障害専門医ということで、もちろん前頭葉、後頭葉、天馬・海馬というふうな脳の仕組みから説明をしなきゃない専門分野じゃないのかなというふうな思いがいたしますので、なおそれでも市長に答弁求めますか。(「はい」の声あり)じゃあもう一度質問を明確にお願いします。

○12番(中村善吉議員)

私は、専門的な知識を持って対処していただきたいというわけではありません。あくまでも最近は早期発見・早期治療が発達障害に非常に効果があると、そういうことがわかってきましたので、その対処をしていただきたいと、そういうことでございます。あくまでも私、問題提起をしておりますので、医学的なことは知りません。そういうことでございます。

○議長(石橋源一)

そういう意味で、市長、答弁。

○市長(菊地健次郎)

保福部長から答弁させますので、よろしく。

○議長(石橋源一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(内海啓二)

いろいろ御指摘、御提案いただきましたけれども、市としましては、子供が健やかに育つ環境をどのように整えていくかということについては、これまでも十分対応をとってきたつもりでございます。したがいまして、ただいま御提案のあったような、特に最近テレビで放映されていました孫育ての関係、これは単におばあさんが育てればいいというふうな話じゃなくて、子供が成長する過程の中でさまざまな方々に影響を受けて、あるいは関与があって成長していくものだというふうに思っております。そういったような形で、なるべく、先ほども市長から答弁いたしましたように、いろいろなその障害を早く察知をして、それらを取り除いていくような対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長(石橋源一)

ここで休憩をしたいと思います。再開は3時15分。

午後3時03分 休憩

午後3時14分 開議

○議長(石橋源一)

若干早うございますけれども、再開いたします。

18 番昌浦泰已議員の登壇を許します。昌浦議員。

(18番 昌浦泰已議員登壇)

○18番(昌浦泰已議員)

私の質問は2点です。

最初の質問は、市独自の地域就労支援事業についてです。

この質問は、来年の第1か第2市議会定例会で質問を予定していたものです。しかし、昨今の国民生活は疲弊の一途をたどっているとの思いが質問通告前の数日間続き、質問通告

当日の河北新報朝刊が紙面の3面に「住宅競売46%増」の見出しで報じたことが引き金となり、前倒しで実施しました。

今年度上半期に全国で競売にかけられた一戸建て住宅やマンションが、昨年同期比 46.3% 増の 3 万 180 軒に達したことが、6 日、業界団体の不動産競売流通業界の集計でわかりました。失業や収入激減で住宅ローン返済が行き詰まり、金融機関から自宅の競売を申し立てられるケースが急増したためです。借金を払えずに住宅を失うローン難民が拡大しています。

7月から9月までの3カ月間に都道府県別の一戸建て住宅の増加率が、これは競売の増加率です、前年同期の4.8倍に上がったのは愛知県で、トヨタショックで関連企業の人員削減や賃金カットが広がるなど、地域経済が冷え込んだことが影響していると見られています。借り手が競売に追いやられる前に自主的に自宅を売って返済に充てる任意売却も多く、それらを含めるとローン難民はさらに膨らむと見込まれます。

通常、借り手が返済不能になってから競売が始まるまでには1年以上かかります。紙面を 読むと、昨年の金融危機の影響は今始まったばかりで、競売増加は来年春にかけて本格化 する見込みとの指摘もあります。

このように経済の悪化が実体化するには時間差があります。ローン難民も含めて就職困難者が今後増加する可能性が極めて高い今、本市が積極的に雇用就労施策を講じ、地域就労支援から地域労働市場に関与する時期ではないかと私は思います。

就職困難者とは、働く意欲・希望がありながら、年齢や身体的機能、家族構成等の理由で雇用就労を妨げるさまざまな阻害要因によって就労を実現できず、就労に向けた支援が必要な人、あるいは雇用・就労に関する意識が希薄な学卒無業者を言います。具体的には、ハローワークなどを利用した自主的な就職活動が容易にかなわない人、中高年齢者や若年者、障害をお持ちの方、母子家庭の母親などが挙げられます。しかしながら、就労支援を必要とする方は実に多様で、総じて長期にわたるキャリアカウンセリングや福祉サービスを含めた就労支援が必要であり、求められるものです。

1990年代後半から失業率の上昇は、1996年に4%を超え、2002年には7.7%と顕著に上昇カーブを描いております。それでは最新のデータではと、総務省の統計データを眺めてみました。総務省統計局が今年11月27日公表した労働力調査基本集計では、平成21年10月分速報では、完全失業率(これは季節調整値を含みます)は5.1%と、前月に比べ0.2ポイント低下となっていますが、完全失業者数は344万人と1年前に比べ89万人増加して、完全失業者数は12カ月連続の増加、10月の就業者数は6,271万人と、1年前に比べ117万人減少、就業者数は21カ月連続の減少となっています。

主な求職理由別完全失業者数及び1年間の増減数を見ると、非自発的な退職による者152万人と、66万人増加。うち定年または雇用契約の満了37万人と、12万人増加。勤め先や事業の都合116万人と、55万人増加、増加幅は前月に比べ4万人拡大しております。自発的な離職による者103万人と、6万人増加。学卒未就職者14万人と、4万人増加。新たに収入が必要な者46万人と、9万人増加という寒々しい数字を見せられました。

今年 11 月 11 日、主管は宮城県経済商工観光部雇用対策課でございます、宮城県、宮城県教育委員会及び宮城労働局の三者が、宮城県経営者協会、宮城県商工会議所連合会、宮城県中小企業団体中央会及び宮城県商工会連合会を訪問し、新規学校卒業者が一人でも多く就職を決定できるよう、一層の採用枠の確保拡大の要請を行いました。平成 22 年 3 月、新規高校卒業者就職希望者約 4,700 人を対象とした県内求人については、本年 9 月末現在で、前年同期比 44.3%減の 2,748 人となっており、就職内定率は 13.0 ポイント減の 23.6%

と、新規高卒者の雇用情勢については非常に厳しい状況となっています。また、今月8日、仙台市の教育長と経済局長が連れ立って宮城県中小企業家同友会を訪れ、高校生の採用拡大を要請しています。今後、学卒未就職者の増加が懸念されます。佐藤惠子議員もきょう同様の質問をなさいましたが、それだけ、特に高校卒業者の就労が深刻であります。

また、近年何かと問題になる非正規労働者の増加も、就職困難者等の出現の背景として見逃すことのできない状況です。私の手元に二つの資料がございます。一つは、平成 21 年 1 月 1 日賦課期日現在の本市の市民税・県民税の非課税所帯の世帯数調べであります。前非課税世帯数は 4,425 世帯で、そのうち世帯主が 60 歳以下の所帯が 2,070 世帯、61 歳から 65 歳までの世帯数が 347 世帯、合わせて 2,417 世帯であります。家計の柱となる世帯数が一般に 15 から 64 歳までの年齢人口を指す生産年齢人口に入る非課税世帯数はどのくらいになるのか、その中には就職困難者が含まれておるのではないかとの思いから、統計値を探ってみました。全非課税世帯数に占める世帯主が 60 歳以下の非課税世帯数の割合は 54.6%、定年を採用する企業の多くがおおむね定年と定めている 60 歳を基準にすると、世帯主が 60 歳以下の非課税世帯数の割合は 46.8%となりました。

二つ目は、本市の児童扶養手当受給者の今年12月8日現在の統計です。受給している母親の総数は616人ですが、就労している母親491人、未就労の母親は125人で、就労が80%、未就労が20%という割合です。就職困難者の例に母子家庭の母親を挙げましたが、本市においても如実な数字が出現しました。そして、12月11日の議案第89号 平成21年度多賀城市一般会計補正予算(第6号)の審議中、私が生活保護受給申請の理由を当局に伺ったところ、生活保護世帯451世帯中、世帯主の疾病が25.……これ、疾病、傷病かもしれません、ごめんなさい。傷病が25.3%で一番の割合でしたが、その他の可働収入源18.07%、老年による収入減が10.84%と、収入減による困窮で保護世帯となった理由二つを足すと28.91%になることがわかりました。恐らく貯金や仕送りの減少、定年や自己都合退職、勤務先都合退職や失業などの理由で申請をし、受給されておられる世帯もあるはずだと私は思います。経済情勢の悪化が生活困窮者をつくっていると感じられます。

完全失業者率には、職探しをあきらめて家にこもっているような人は非労働力人口となり、 失業者にカウントされないということを知ると、前述した非課税世帯の方や母子家庭の母 親も中には思うように職探しができず、生活費の捻出に困りながら日々を送っている方が 少なからずおられるのではないかと私は思います。もちろん病気やその他やむを得ない事 情の方がその中には相当数含まれ、それは行政の福祉的・経済的支援に頼るべきであるこ とは承知しておりますが、今、市がとるべき施策は、市民の就労支援に乗り出し、経済的 困窮者の支援をすべきときであると私は考えます。

このような事例が全国にはあるはずだとさまざまな方法で探してみると、実例がありました。2002 年から大阪府のイニシアチブで大阪府下の市町村で地域就労支援事業が始まっておりました。従来の雇用対策は、国が主導する失業対策のほか、高齢者や女性、障害者といった労働者の類型に対応した対策が多く、国の施策に負うところが大で、地域自身が地域を切り口とした雇用対策を進めることは余り見られませんでした。地域の雇用政策に関心が出てきたのは、バブル崩壊や長期不況を経験したからです。

では、なぜ大阪で地域就労支援事業が始まったのでしょうか。一つは、大阪が深刻な雇用問題に直面したこと。二つ目に、改正地域雇用開発促進法で国は地域レベルでの雇用対策の活性化を働きかけたこと、あるいは改正雇用対策法によって地方自治体が地域の実情に応じた雇用政策に対して努力義務を負うことになったこと、地方分権一括法によって、地方における労働行政の一元化、職業安定業務の大阪府から地方労働局への編入などの変化があって、大阪府はこれまで他の自治体がしてきたような国の政策への依存ではなく、地域雇用施策の主体を市町村に置き、連携、支援していくという方向を目指したこと。三つ

目に、就職困難者等の支援というユニークな地域雇用施策が生まれたのは、大阪地域の雇用システムの課題に対応したこと。といった理由からです。

地域就労支援事業は、まず 2000 から 2001 年度にかけて大阪府内の和泉市と茨木市で実施されたモデル事業の中で基本的な仕組みがつくられ、2002 年度からスタートし、2004 年度には大阪府内の全市町村で実施されるようになりました。この事業の仕組みは、市町村が主体となって、働く意欲が希望がありながらも就労を阻害する要因を抱えている人、イコール就職困難者等をその身近な地域でとらえ、ハローワークなどの地域関係機関が実施する施策も含め、広く雇用、福祉等の関連施策を総合的に活用して、その雇用就労を支援するというものです。

市町村は地域就労支援センターを設置し、就職困難者からの相談に応じ、カウンセリングや助言、他の支援機関等への誘導を行う就労相談(個別ケース支援と言っています)を中心にして、職業能力開発事業や雇用就労創出事業などを実施します。支援の主体は、地域就労支援コーディネーターで、大阪府が養成講座を通じて就労支援サービスを担う専門人材として専門的に育成を行いました。コーディネーターはまず、相談者との丁寧な面談を通じて、就労等の課題、阻害要因を聞き出し、整理することから始め、相談者が自主的に就職活動を行えるよう助言し、職場見学や体験、さまざまな職業能力開発講座に誘導するなど、積極的な支援を試みます。必要に応じて市町村の役所、役場の関係セクションや関係団体が参加する個別ケース検討会を開き、相談者が抱える阻害要因を克服するため、一人ひとりに適したサポートプランの作成や関係機関への誘導などの支援が行われます。そして、ハローワーク等に誘導し、就職を実現させます。

多くの地域就職支援センターは無料職業紹介の許可をとっていないため、ハローワークや 求人誌等を利用した自主就職となります。個別ケースは、コーディネーターのほか、雇用 福祉、福祉の中には障害者、子育て、高齢者、生活保護などの担当が含まれております。 教育の各セクションの担当者やハローワーク等の関係者で構成されます。

ケース検討は、関連施策分野をつなぎ、例えば福祉から就労への流れにある福祉部門との 連携などを充実させ、相談者の事情に即したトータルな支援策を可能にしています。

大阪府内の自治体の中から豊中市の例を見ますと、豊中市は昨年 11 月から、国の許可を得て無料職業紹介事業を追加して、地域就労支援の相談が拡大し、しかも困難なケースが増加する中で、訓練実習等の受け入れ先や求人を独自に開拓し、より身近なところで実習等の誘導や職業紹介を行うことで、面接同行から定着も含めたサポートを行い、離職のリスクを少なくすること、あるいは新しい業種職場を開拓し、就労の選択肢をふやすことをねらったものであります。

さらに、市内の中小企業の人材確保や活用の支援、市内での雇用創造などの支援を通じて、地域労働市場の改善を図ることで、結果として地域就労支援のマッチング効果も高めたいというねらいもあります。豊中市は2003年8月から地域就労支援を開拓し、2007年度までの実績では、相談件数3,592件、相談者数1,255名、就職決定457名となっております。就職決定者の割合は36.4%になっております。もし大阪府の決断と府内の市町村が連動して事業を始めなかったなら、457名の方々は厳しい雇用状況下で就労には困難さをきわめたのではないでしょうか。

このような取り組みから、構造的な問題としての就労困難者等の存在と高齢者や障害者、 女性などの地域に根差した就労ニーズの存在が確認でき、さらに既存のハローワーク等に よる機能を補完する取り組みが基礎自治体で可能であることがわかりました。 労働需要側である企業等もまた、労働市場の変化に対応すべく悩んではいないでしょうか。 雇用・人材面からの中小企業支援が問われているのではないでしょうか。

本市の現状は、国の施策頼みの面が強いのではないでしょうか。今議会初日の市長の行政報告の中で、雇用対策として2市3町合同事業として、職業や就職に悩みを持つ若者を対象に、若者向け就職支援講座を11月19日から27日までの5回にわたり開催し、14名の参加があったことがわかりました。直面している雇用状況の悪化という課題に取り組んでいただいておることに感謝を申し上げますが、今や雇用状況や社会的状況は、るる述べてきた本市の統計値や新聞報道等においてもおわかりいただくように、本市みずからが支援をしていく事態と言っても過言ではないと私は思います。本市に地域就労支援センターを設置し、就職困難者からの相談に応じ、カウンセリングや助言、他の支援機関への誘導等を行う就労相談を実施していく時期が到来していると私は考えます。

このような新規事業は、最初の立ち上げが一番苦労します。センターの中核となる地域就 労支援コーディネーターは、経験のある方を民間から登用し、将来市役所を背負う優秀な 人材をサブとして2名ほど配置して、ぜひとも地域就労支援センターを開設していただき たいと存じます。

そこで一般質問通告書に記載しました市独自に地域就労支援センターを設置し、就職困難者からの相談に応じ、カウンセリングや助言、他の支援機関への誘導を行う就労相談を中心にして、職業能力開発事業や雇用就労創出事業を市は実施するお考えはおありか、市当局のお考えをお伺いします。

2点目の質問は、雨水貯留施設設置補助についてです。

この質問を実施することを決めたのは、2度の水害を経験した複数の市民から、一度に大量の雨が降ったときに、時間差で排水し、結果として洪水を防ぐために市民ができることは、天水おけに貯水し、貯水の限界に達したオーバーフローには雨水浸透ますで二次的に緩和すべきとの提言があったことです。その御提言いただいた中のお一人の発想の原点は、このごろ流行しているガーデニングに、市の水道料金が高いために天水おけを利用したいというのも考えの中に入っておりました。

本市においては、昭和61年8月5日、平成6年9月22日に、大きな浸水被害をこうむった水害を経験しております。本市は砂押川の河口部に位置し、市域全域が平地といった状況にあります。都市開発の進展により、雨水を浸透させる空き地や畑地、緑地等が減少し、雨水が浸透せずに下水道に一気に流れ込み、水害が発生しやすい状況になっております。このような状況を解決する手段として、全国の自治体、近くではお隣の仙台市でも、地域を限定し、雨水浸透ますや天水おけ等、雨水貯留施設を市民が設置する際に補助金を出しております。本市においてはその点をどうお考えなのか。通告書の質問用紙に記載した「市は市民が雨水浸透ます、天水おけを設置する際に補助金を出し、積極的に浸水対策をすべきだと考えるが、市当局のお考えは」を率直にお聞きいたします。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

昌浦議員の御質問にお答えいたします。

1点目の地域就労支援事業についてでありますが、本市では、既に職業紹介も含めて就職相談を地域職業相談室で行っているほか、ハローワーク塩釜等と連携して、中高年齢者や若年者向けの就職支援講座を開催しながら、継続的な就労支援を行っております。

生活保護や母子家庭等の就労困難者に対しましては、ケースワーカーや家庭相談員が、関係機関との連携を図りながら、就労を妨げる要因を軽減したり、ハローワーク等の就職相談に同行するなど、自立に向けた支援を行っております。また、市民相談室においても、相談者ごとに抱えているさまざまな事情を考慮しながら、各部門と連携し、必要なアドバイス等も行っております。このように、さまざまな就労支援と相談態勢に取り組んでおります。

なお、昨今の厳しい雇用情勢は大変憂慮すべき状況となっておりますが、雇用問題は広域的かつ横断的な取り組みを行わなければ有効に機能しない問題でもあります。こうした中で、ハローワーク塩釜においては行政や高等学校、経済団体などの相互連携のもと、雇用対策の充実や円滑な推進に資するため、現在雇用対策推進協議会の設置が検討されているようです。この協議会が設置された際には、本市も積極的に参加しながら、広域的な取り組みの中で一体となって雇用対策を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、雨水対策についてでありますが、本市では昭和 61 年の 8.5 豪雨による水害以来、雨水対策を市の重点課題の一つとして鋭意整備を進めてまいりました。その結果、平成 20 年度末での整備状況は、全体計画に対して幹線管渠で約 5 割、ポンプ設備で約 6 割の整備を完了しておりますが、時間当たり 52 ミリに対応する雨水排水設備はまだまだ整備途上にございます。加えて近年、地球温暖化による気候変動が原因とも言われる局地的豪雨が多発しており、特にことしは短時間に集中的に発生する、いわゆるゲリラ豪雨による被害が全国的に広がっており、その対策が急務となっております。

しかしながら、本市の地形的条件として海抜1メートルから3メートルの平野部が多いことから、雨水をためてゆっくり流す方式ではなく、速やかに排除する方法を採用し、整備を進めており、まずは現計画の整備達成が肝要と考えています。

また、去る平成 20 年、第 3 回定例会でもお話ししましたとおり、雨水管渠やポンプ場の整備に加え、ためてゆっくり流す貯留浸透施設は、浸水対策上有効な方法ですので、今後補助制度についても検討したいと思っております。

なお、一部の公共施設等においては、貯留施設も設置しており、大規模な開発行為の際には、要綱で防災調整池の設置を指導しております。以上でございます。

- ○議長(石橋源一)
- 18番昌浦議員。
- ○18番(昌浦泰已議員)

まずもって本市が何も取り組んでいないという論拠でこの質問をしたわけではございません。しかしながら、私がいろいろと一般質問の最初の登壇で申し上げたように、現実は想像以上に深刻であるということは、今市長が御回答いただいた中でも「憂慮する事態」というお言葉があったように、かなり厳しい状況であるわけでございます。

本市の各セクションが個別に取り組んでいることを統括して、すべての就職困難者のお世話を一元化すべきだという発想から、事例を探して今回の質問に至ったわけでございます。

雇用対策推進協議会ですか、ハローワーク塩釜等を含めて、それが検討されておられるということで、そこで、この塩竈地域という一つの単位の中でいろんな方のお知恵を総合して就労対策というものが進んでいくんではないかと、答弁で一定の理解は示したいと思います。しかしながら、率直に市長のお考えを伺うものでございますが、財政・人材等々許されるなら、この私の発想をぜひ実現したいのかどうか、御答弁をいただければと思います。

それから、2点目でございます。今、御回答の中に、確かに本市の状況というのは、平野部であり平面的な地形であるというのは、私も質問の中で触れさせていただいたように、ちょっと大変な、一度水害になると、河口部に近いがゆえに被害も甚大であるということでございますが、今後、貯留施設の補助等含めて御検討されるということでございますので、その回答で了としたいと思います。

したがって、第1点目、市長の率直な御感想をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(石橋源一)

市長の答弁を求めます。

○市長(菊地健次郎)

市単独でというよりも、やはりここの地域は昔から塩竈が中心となって、塩釜地区何とかということでやってきた関係もございますし、2 市 3 町の連携という意味からも、お互いに何かあると必ず首長同士ですぐ連携をとって、あんたんところでどうするのとか、担当者自身もまたそういう連携をとっていることがいつも感じられます。ですから、雇用対策推進協議会の設置が検討されているようですので、そこを中心に考えていくべきなのかなと。働いている方々もお互い 2 市 3 町から集まってくる方、それぞれの 2 市 3 町のところで働いて住んでいらっしゃると、住まいと働く場所が同じ 2 市 3 町という方が多いように見受けられますので、私自身そういうようなことで、この協議会に向けて立ち上げた方がいいんじゃないかなという思いがいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(石橋源一)

18番昌浦議員。

○18番(昌浦泰已議員)

当地区、塩釜地区というのは、どちらかというと製造業が多いんです。ですから、先ほどの佐藤議員の御回答の中にも求人数と求職数のギャップがあったというのは、これは実は製造業に起因しているんじゃないかと、御答弁、やりとりを聞いておいて私は深く思ったところなんです。雇用対策推進協議会ですか、ここにやはり力を注いでいただいて、私がいろいろと述べた深刻な状況を一つでも二つでも解決していただきたいと。

また、御回答の中にあったそれぞれ市のセクションが、例えば生活保護世帯の方や母子家庭の方はケースワーカーや家庭相談員の方が、あるいは市民相談室などもそれぞれ取り組んでいるというのは、もう百もわかっている話なんです。しかしながら、その機能をより強固なものに発揮していただくように市長の方からも御指導のほどをよろしくお願いします。以上で終わります。

ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あすは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時47分 延会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 21 年 12 月 15 日

議長 石橋 源一

署名議員 米澤まき子

同 金野 次男